グリッドシェアサービス
申込書

GridShare
Japan

2021.03 ver8.0

このたびは、グリッドシェアサービスご利用のお申し込みをいただき、誠にありがとうございます。お客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、今後とも末永くご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

ご記入にあたって

- 太枠線内を、**黒のボールペンではっきりと正確に**ご記入ください。
- 機械処理をいたしますので、**枠からはみ出さないように**ご記入ください。
- ご記入後は、営業職員にお渡しいただき、「お客さま用」控えを受領のうえ、大切に保管してください。

訂正方法

記入内容を訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。そのうえで、二重線のそばに、フルネーム・姓・名のいずれかをご記入、または二重線に重ねて訂正印を押印ください。

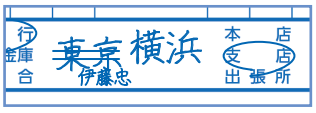

受付できない押印例

下記のような場合は、余白に再度押印してください。

GridShare

「蓄電システム」に搭載されたAI(人工知能)「GridShare」が、日々の電気の使われ方を学習して曜日や時間帯ごとの傾向から、翌日に必要な電力量を予測。翌日の気象予報から、太陽光パネルによる発電量を予測し、AIが予測する翌日の電気使用量と照らし合わせて蓄電池に貯める深夜電力を決定します。「GridShare」により蓄電池の充放電を最適コントロールすることで、経済的で安心なエネルギーライフを実現します。

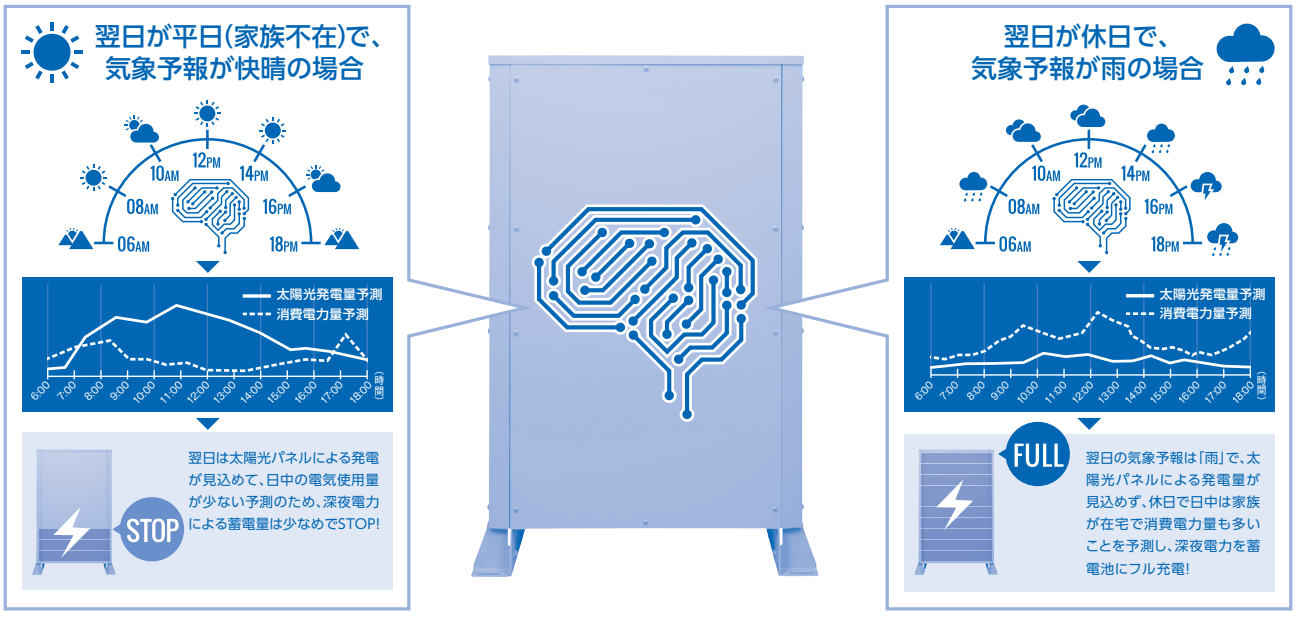

※固定価格買取制度(FIT)をご利用されているお客さまにおかれましては、FIT期間中は売電価格が買電価格を上回るため、全量売電することがお客さまにとって最善の経済効果を発揮いたします。

お客さま情報の利用目的

本申込書にご記入いただいたお客さまの個人情報につきましては、本サービスに付随する業務のみを利用目的とし、当社にて適切に管理させていただきます。
お客さまの個人情報をお客さまの同意なしに、業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません(法令などにより開示を求められた場合を除く)。

記入例

下記の記入例を参考にご記入いただき、「グリッドシェアサービス申込書 送付用」と、「クレジットカード支払申込書」もしくは「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」のどちらかをご希望のお支払方法に合わせてお送りください。

〈お申込書のご記入に必要なもの〉

① お引き落としをご希望の口座情報、或いはクレジットカード情報

② 電力会社からの売電検針票

※電力情報・太陽光パネル情報をご記入いただく際に必要になります。
ご記入内容が分からない場合は電力会社へお問い合わせください。

GridShare Japan

グリッドシェアサービス申込書

1枚目

赤枠線内は必須事項となっております。必ずご記入ください。
記入内容に誤り、漏れがある場合はサービスが開始されません。

申込年月日	20 21 年 ○○ 月 ○○ 日

お客さま用

お客さま情報

契約種別	10年プラン
お支払い方法	分割払い（月額1,320円（税込）の分割払い）
フリガナ	イトウ　タロウ
契約者氏名	伊藤　太郎　様
2、3枚目にご捺印ください。	
電話番号	090 - ○○○○ - ○○○○
生年月日	19○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
メールアドレス	itoh-taro @ gridshare. jp ※メールアドレスを再度ご確認ください。お申込みが完了するとご登録のメールアドレスに登録完了のウェルカムメールが届きます。 ※「gridshare.co.jp」と「moixa.com」、2つのドメインからのメールの受信を有効にしてください。
住所	〒107 - ○○○○ 東京都港区北青山○丁目○番○号
蓄電システム設置先住所	〒　－ ※同一の住所の場合は記入不要。
電気自動車の所有	☐ 有　☑ 無

電力情報・**太陽光パネル情報**

電力情報・太陽光パネル情報に誤りがある場合、最適制御できない可能性がありますので正しくご記入ください。

電力会社	○○電力	電力プラン名	○○プラン
契約電力（A/KVAのいずれか）	○○ A　KVA	※太陽光パネル「無」を選択された方 太陽光パネルの今後の設置予定	☐ 有　☐ 無 年　月頃 ／ 未定 ※太陽光パネルを設置した場合、コールセンターにFIT適応有無及びFIT期間の申告をお願いします。連絡がない場合、FIT適応なしで対応する場合がございます。
太陽光パネルの有無	☑ 有　☐ 無		
太陽光パネルの発電開始日	20 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 ※「太陽光パネルの発電開始日」から10年1ヶ月後に自家消費を優先する制御を開始いたします。		
固定価格買取制度（FIT）	※はじめから自家消費で使用される方は非適用をお選びください。 ☑ 適用　☐ 非適用 FIT適用とした方で、10kW以上（産業用）、買取期間20年の方 ☐ 適用　☑ 非適用 ※適用をチェックされた方には確認のためコールセンターからお電話がいくことがあります。 買取単価　○○ 円／kWh		

〈注釈〉
電力情報：ご契約の電力プラン名・契約電力が分からない場合、電力会社へお問い合わせをお願いいたします。
太陽光パネルの発電開始日：売電検針票に記載されている固定価格の買取期間開始日をご記入ください。
ご不明な場合、電力会社へお問い合わせをお願いいたします。
電力会社を変更された場合は、コールセンターまでご連絡をお願いいたします。

ご加入前ご確認事項

下記「ご加入前ご確認事項」をお読みになり、☐に✓（チェック）をしてください。1つでもチェックがない場合はお申込みいただけません。

- ☑ 私は裏面の利用規約を読み、グリッドシェアサービスの内容を理解し、利用規約の内容がグリッドシェアジャパン株式会社との間の契約内容となることに合意しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスの申込登録が完了し、蓄電システムの稼働日（3日間連続運転が確認されたとき）から開始されることを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスが「太陽光パネルの発電開始日」から10年1ヶ月後に自家消費を優先する制御を開始することを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスはサービス開始時から2年経過後は途中解約が可能であることを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアジャパン株式会社のホームページに掲載されているSORACOM Air Japanサービスに関する約款が同サービスの内容となることを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスの無料キャンペーンの適用開始日はサービス開始日となることを理解しました。

お申込みが完了するとご登録のメールアドレスに登録完了のメールが届きます。

〈契約当事者の連絡先〉　グリッドシェアジャパン株式会社 グリッドシェアサービス申込書受付係
〒980-8783 宮城県仙台市青葉区一番町4-1-25 東二番丁スクエアビル6F　TEL：0120-568973

2021.03 ver8.0

GridShare Japan

グリッドシェアサービス申込書

1枚目

お客さま用

赤枠線内は必須事項となっております。必ずご記入ください。
記入内容に誤り、漏れがある場合はサービスが開始されません。

申込年月日	20　　年　　月　　日

お客さま情報

契約種別	10年プラン		
お支払い方法	分割払い（月額1,320円（税込）の分割払い）		
フリガナ			2、3枚目にご捺印ください。
契約者氏名	様		
電話番号	－　　－	生年月日	年　月　日
メールアドレス	@ ※メールアドレスを再度ご確認ください。お申込みが完了するとご登録のメールアドレスに登録完了のウェルカムメールが届きます。 ※「gridshare.co.jp」と「moixa.com」、2つのドメインからのメールの受信を有効にしてください。		
住所	〒　　－		
蓄電システム設置先住所	〒　　－ ※同一の住所の場合は記入不要。	電気自動車の所有	☑ 有　☑ 無

電力情報

電力情報・太陽光パネル情報に誤りがある場合、最適制御できない可能性がありますので正しくご記入ください。

電力会社		電力プラン名	
契約電力（A/KVAのいずれか）	A　　KVA		

太陽光パネル情報

太陽光パネルの有無	☑ 有　☑ 無	※太陽光パネル「無」を選択された方 太陽光パネルの今後の設置予定	☑ 有　☑ 無 年　月頃 ／ 未定 ※太陽光パネルを設置した場合、コールセンターにFIT適応有無及びFIT期間の申告をお願いします。連絡がない場合、FIT適応なしで対応する場合がございます。
太陽光パネルの発電開始日	20　　年　　月　　日 ※「太陽光パネルの発電開始日」から10年1ヶ月後に自家消費を優先する制御を開始いたします。		
固定価格買取制度（FIT）	※はじめから自家消費で使用される方は非適用をお選びください。 ☑ 適用　☑ 非適用 FIT適用とした方で、10kW以上（産業用）、買取期間20年の方 ☑ 適用　☑ 非適用 ※適用をチェックされた方には確認のためコールセンターからお電話がいくことがあります。 買取単価　円／kWh		

お取扱店（本社所在地）
名称
住所
代表者名
電話番号

ご加入前ご確認事項

下記「ご加入前ご確認事項」をお読みになり、☑に✓（チェック）をしてください。1つでもチェックがない場合はお申込みいただけません。

- ☑ 私は裏面の利用規約を読み、グリッドシェアサービスの内容を理解し、利用規約の内容がグリッドシェアジャパン株式会社との間の契約内容となることに合意しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスの申込登録が完了し、蓄電システムの稼働日（3日間連続運転が確認されたとき）から開始されることを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスが「太陽光パネルの発電開始日」から10年1ヶ月後に自家消費を優先する制御を開始することを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスはサービス開始時から2年経過後は途中解約が可能であることを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアジャパン株式会社のホームページに掲載されているSORACOM Air Japanサービスに関する約款が同サービスの内容となることを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスの無料キャンペーンの適用開始日はサービス開始日となることを理解しました。

お申込みが完了するとご登録のメールアドレスに登録完了のメールが届きます。

〈契約当事者の連絡先〉　グリッドシェアジャパン株式会社 グリッドシェアサービス申込書受付係
〒980-8783 宮城県仙台市青葉区一番町4-1-25 東二番丁スクエアビル6F　TEL：0120-568973

2021.03 ver8.0

グリッドシェアサービスご利用についての利用規約

表記申込人（[お客様]）とグリッドシェアジャパン株式会社（日本で登記され本店を東京都港区北青山二丁目5番1号に有する会社[GSJ]）は表記の申込内容について以下の利用規約を当事者間のグリッドシェアサービス利用契約の内容とすることを合意します（[本契約]）。

背景

(A) 本契約は、「グリッドシェアクライアントサービス」（[グリッドシェアサービス]）の名の下にお客様の定置用蓄電池を最適化するサービス（法人番号0563109）としてイングランドで登記され150 Aldersgate Street, London, England, EC1A 4ABに本店を有する会社でありMOIXA TECHNOLOGY LIMITED（[Moixa]）が開発したサービス）をGSJからお客様へ提供するために結ばれる契約です。

(B) Moixaは、月間使用回数料金制によりインターネットを通して申込者に提供されるアプリケーションとプラットフォームを開発しました。

(C) Moixaのアプリケーションは、GSJが指定する蓄電システム（[ESS]）に組み込まれたソフトウェアにおいて機能するように設計されています。

(D) GSJは、グリッドシェアサービスを日本で提供するライセンスを保ています。

(E) お客様は、グリッドシェアサービスを自己の個人的かつ非商業的な目的に限って使用することを望んでいます。

(F) GSJは、本契約の規定の下にグリッドシェアサービスをお客様に提供することに同意し、お客様は、本契約の規定の下にその提供を受け料金を支払うことに同意します。

(G) お客様が本契約規定の遵守に同意することを前提として、GSJは、[グリッドシェアサービス]及び[関連資料]（それぞれ末尾の別表1に定義されています）へのアクセス及びその利用をお客様に提供することを意図しています。

(H) GSJ及びその グループ会社、下請業者、委託先企業はそれぞれ、お客様によるグリッドシェアサービスの使用を通して取得されたー切の個人データをGSJのプライバシーポリシーに従って処理します。

(I) お客様には、本契約の違反についてのGSJの責任を制限する本契約第12条の規定に留意して頂くことが必要です。

1. 定義と解釈

別表1に記載される定義と解釈ルールは、本契約を通じて適用されます。

2. 申込によるサービス

2.1 お客様が[利用料]を期限に全額支払うことを条件に、GSJは、本契約の規定に従い、[利用期間]中、お客様にグリッドシェアサービスと関連資料を提供します。

2.2 本条に定める制限及び本契約のその他の規定を前提に、GSJは、お客様に対して、利用期間中、お客様の個人的かつ非商業的な目的に限りグリッドシェアサービスと関連資料にアクセセし、かつ利用する非独占的かつ譲渡不可の権利（サブライセンス付与の権利も含まれません）を付与します。

2.3 グリッドシェアサービスの提供のために使用する「本作ソフトウェア」は、[ホスティングサービスプロバイダー顧客契約]に従い[ホスティングサービスプロバイダー]によって管理されるサーバーに置かれています。お客様は、本作ソフトウェアにアクセスし利用することができますが、本作ソフトウェアのオブジェクトコードやソースコードのコピーを受け取る権利は得ることができません。

3. サービスの利用

3.1 お客様は、自己による本件サービスへのアクセスと利用に関して、以下のことを約束します。

(a) グリッドシェアサービスと関連資料の利用のためのパスワードを少なくとも90日間に1回は変更し、そのような パスワードの秘密性を保持することで、お客様自身によるそれらの利用のための安全なパスワードを保持すること

(b) お客様によるグリッドシェアサービスの利用の過程で、いかなる[ウイルス]若しくは別表1に定める[禁止された内容]の配布、移転、アクセス又は保存も行わないこと。GSJは、お客様に対し一切の責任を負担することなく、本GSJがお客様に対して保有するその他のいかなる権利も害されることなく、お客様による[禁止された内容]へのアクセスを不能とする権利を持つものとします。

3.2 お客様は以下の行為を行ってはなりません。

(a) 法令によって許可されており、当事者間の合意によって排除し得ない場合及び本契約において明示的に許されている場合を除いて、グリッドシェアサービス、関連資料及び本作ソフトウェアの複製、変更、翻案、改ざん、修正、リバースエンジニアリング、デコンパイル、ディアセンブル又はコンフィギュレーションを行うこと 。

(b) グリッドシェアサービス及び／又は関連資料と競合する製品若しくはサービスを生み出すためにグリッドシェアサービスと関連資料の全体若しくは一部へのアクセセを行うこと。

(c) 第三者にグリッドシェアサービス又はその類似サービスを提供するために、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料を使用すること（別途の契約に基づく場合は除きます）。

(d) 第21.1項の規定の適用を前提に、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料のライセンス付与、売却、賃貸、譲渡、配布、展示、開示、その他の商業的利用を行い又はその他の形でそれらを第三者に利用させること（別途の契約に基づく場合を除きます）。

(e) 本契約に定める態様でグリッドシェアサービスを利用するのに合理的に必要な程度を超えて関連資料を複製すること。

(f) 本条の下に許される態様以外で、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料に自らアクセスしようとは他者をしてアクセスさせるよう試みること。

(g) 本契約又は適用法令の違反を構成するような方法でグリッドシェアサービスを利用すること。

3.3 お客様は、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料への権限なき者によるアクセスないし利用を防止し、そのような事態が生じた場合は、速やかにGSJに通知するものとします。

4. グリッドシェアサービス利用可能性

4.1 GSJは、利用期間中のいずれの月においても、グリッドシェアサービスを[月間稼働率]99.5%以上のレベルで利用可能な状態に維持するよう商業的に適切な努力を行います。月間稼働率の測定においては、以下の事由の結果として の非稼動時間は除きます。

(a) 下記により生じた本契約対象のグリッドシェアサービス又はその他のグリッドシェアサービスの利用ができない事態、停止又は終了:

(i) ホスティングサービスプロバイダーによるグリッドシェアサービスの一時停止 、

(ii) GSJの合理的な支配を超える事由（不可抗力及びグリッドシェアサービスの分界点を超えたインターネットアクセスその他に係わる問題を含みます）、

(iii) お客様又は第三者の作為ないし不作為、

(iv) お客様の設備、ソフトウェア、その他の技術及び／又は第三者の設備、ソフトウェア、その他の技術（GSJの直接の管理下にある第三者の設備は除きます）における問題

(v) [利用不能] に当たらない場合、

(vi) ホスティングサービスプロバイダーによるメンテナンス活動 、

(vii) ホスティングサービスプロバイダーにより引き起こされたグリッドシェアサービスへのアクセスの終了。

(b) GSJがその単独の裁量により定めたメンテナンス時間枠内でなされる計画的メンテナンス活動。

(c) 通常の営業時間外になされる予定外のメンテナンス活動（GSJがかかる活動を行うに際して、少なくとも通常の営業時間中で6時間前の事前通知をお客様に与えるよう適切な努力を行うことを条件とします）。

4.2 GSJは随時、グリッドシェアサービスの補正、パッチ版、最新化、メンテナンスリリース若しくはその他の修正（併せて[サービスアップデート]といいます）を行うことができます。サービスアップデートは、個別に別段の通知をお客様に対して行うことなくGSJにあってなされ、お客様はそのようなサービスアップデートの実行について同意します。

5. お客様データ

5.1 お客様は全てのお客様データについての権利と権原の一切を保有し、それらの合法性、信頼性、完全性、正確性及び質についての一切の責任を負います。

5.2 GSJは、GSJのホームページ（www.gridshare.co.jp）又は随時お客様に通知されるこのあるその他のウェブサイトアドレスに記載されるプライバシーポリシー（[プライバシーポリシー]）の定めに従い、お客様データのアーカイブ化する手続を行います。プライバシーポリシーは、GSJが随時その単独の裁量により修正することができます。

5.3 お客様データの喪失ないし損傷が生じた場合、お客様にとっての唯一の救済手段は、GSJがプライバシーポリシーに記載されるアーカイブ化手続に従ってGSJが保存している当該お客様データの最新のバックアップから喪失／損傷したお客様データの回復を図るよう適切な商業的努力を行うことに限られます。GSJは、ホスティングサービスプロバイダー以外の第三者によって引き起こされたお客様データのいかなる喪失、損傷、改ざん若しくは開示についても責任を負いません。

5.4 GSJは、グリッドシェアサービスを提供するにおいて、GSJのホームページ又は随時お客様に通知されるこのあるその他のウェブサイトアドレスに記載されるお客様のプライバシー と安全に関するGSJのプライバシーポリシーの定めに従います。プライバシーポリシーは、GSJが随時その単独の裁量により修正することができます。

5.5 GSJは、個人情報を以下の目的に使用します（伊藤忠商事株式会社等のグループ会社及びMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等の下請業者ないし委託先企業による使用を含みます）:

(a) お客様にグリッドシェアサービスを提供すること（個人情報の保管のために ホスティングサービスプロバイダー顧客契約に従ってホスティングサービスプロバイダーを使用することを含みます）、

(b) GSJの製品／サービスの改善のために、プライバシーポリシーに従って個人情報の分析を行うこと、

(c) GSJによるグリッドシェアサービスの更なる開発のためのグリッドシェアサービスの性能監視の目的で情報と統計資料の集約を行うこと。

5.6 本契約上の義務を履行するにあたりGSJがお客様のために個人情報を処理する場合（伊藤忠商事株式会社等のグループ会社又はMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等の下請業者ないし委託先企業に対する処理の場合を含みます）、

(a) お客様は、個人情報がグリッドシェアサービスの提供や本契約に基づくGSJのその他の義務の履行のために、お客様の所在国の内外にそれら個人情報が移転若しくは保存されることを承認・同意し、

(b) GSJは、本契約及びプライバシーポリシーに従ってのみ、それら個人情報を処理しまた

(c) GSJは、それら個人情報の無権限若しくは違法な処理又は偶発的な喪失、破壊若しくは損傷を防ぐための適切な技術的／組織的な手段を講じます。

5.7 お客様は、GSJが、本契約上の義務を履行するためにいかなる形においてであれ、個人情報を伊藤忠商事株式会社等のグループ会社及びMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等の下請業者ないし委託先企業に提供することができることを承認します。

5.8 お客様は、GSJが、お客様が興味を持つ可能性のある他社サービスのお客様に対する宣伝広告に供するために、個人情報を当該他社に提供することができることを承認します。

6. GSJによる保証

6.1 GSJは、グリッドシェアサービスが関連資料に記載されるとおりに実質的に機能することを保証します（[グリッドシェアサービス保証]）。

6.2 GSJは、非適合が以下のいずれかの事由で生じたものである限り、グリッドシェアサービス保証に違反したものとはみなされません。

(a) GSJの指示又は関連資料に違反したグリッドシェアサービスの利用 。

(b) GSJ又はGSJから適正に授権された請負業者若しくはエージェント以外の者によるグリッドシェアサービスの修正ないし変更。

(c) お客様による本契約の違反 。

6.3 グリッドシェアサービス保証の違反が生じた場合、当該違反についてお客様に認められる唯一かつ排他的な救済手段として、GSJは、その費用負担により、以下の措置を行うことができます。

(a) 当該違反を速やかに是正するためにあらゆる適切な商業的努力を行うこと。

(b) 本来の機能を実現するための代替的な手段をお客様に提供すること。

(c) GSJが上記（a）、（b）に記載した手段が商業的に適切でないと判断する場合、本契約を解約して、前払いされ未充当の利用料をお客様に返金すること。

6.4 上記に拘わらず、GSJは、

(a) お客様によるグリッドシェアサービスの利用は中断や過誤がないこと及びグリッドシェアサービス、関連資料及び／又はグリッドシェアサービスを通してお客様が得る情報がお客様の要求を充足することを保証せず、

(b) 通信のネットワーク／設備（インターネットを含むがこれに限りません）を通したデータ通信の遅れ、非到達又はかかるデータ通信に起因する喪失その他の損害について責任を負わず、お客様は、グリッドシェアサービスと関連資料にそれら通信施設の利用目体に関する制限、遅れその他問題が伴い得ることを承認します。

6.5 本契約は、GSJが第三者との間で本契約と類似した契約を結び又は本契約の下に提供されるものと類似した資料、製品及び／又はサービスを独自に開発、利用、販売又はライセンス付与することを妨げません。

7. お客様の義務

7.1 お客様は以下の義務を負います。:

(a) GSJに、本契約との関係で必要な一切の協力及びグリッドシェアサービスを提供するためにGSJが要求することのある情報（お客様データ、安全アクセス情報又び設定情報を含むがこれらに限りません）への必要な一切のアクセスを提供すること、

(b) 本契約に基づくお客様の活動に関して適用の一切の法令を遵守すること、

(c) 本契約に述べるお客様のその他の責任を適時かつ実効的な態様で履行すること、

(d) グリッドシェアサービス及び関連資料を本契約の規定に従って利用すること、

(e) 自己のネットワークとシステムのGSJが随時提供する関連仕様書（あれば）との適合性を確保すること、

(f) 自己のネットワーク接続及び自己のシステムとMoixa のデータセンターとの遠隔通信リンクの確保・維持、並びに自己のネットワーク接続若しくは上記の遠隔通信リンクに起因ないし関係するか又はインターネットによって引き起こされた全ての問題、状況、遅れ、非到達、その他の喪失／損害に関して単独で責任を負うこと。

7.2 お客様は、本契約に基づく自己の義務の履行及びグリッドシェアサービスへのアクセスとその利用のために必要な全てのライセンス、同意及び許可を保有・維持するものとします。

8. 料金と支払

8.1 お客様は、この第8条及び別表2の規定に従ってGSJに利用料を支払う義務を負います。

8.2 お客様は、お客様がその名で保有する銀行口座又はクレジットカードの情報を文書でGSJに提供し、本契約に基づくお客様の一切の支払義務が自動引落しで決済されることに同意します。GSJはお客様に、効力発生日の対象月末から各月の末日までに、翌々月分の利用料を請求いたします。お客様は本請求につき上記銀行口座若しくはクレジットカードの自動決済の形で支払うものとします。

8.3 決済日に支払を受けられない場合、GSJは、自己に認められる他の権利・救済手段を害されることなく、かつお客様に対する責任を負うことなく、グリッドシェアサービスの提供を停止し、お客様のパスワード、アカウント及びグリッドシェアサービスの全体若しくは一部へのアクセスを当該決済日後2ヶ月間（[サービス停止期間]）から無効／不能化することができます。更にかかるサービス停止期間内に未払いの利金が全額支払われない場合は、GSJは本契約を解約することができます。

8.4 本契約に定められ又は言及される全ての金額と料金は、

(a) 別段の合意がない限り日本円で支払われ、

(b) 第12.3項（d）の規定に従うことを条件に、取消不能で返金されず、かつ

(c) 消費税額を含まないものとします（同税は適用税率に従って賦課されます）。

8.5 別段の合意がない限り、GSJは、第8.1項の規定に従って支払われるべき利用料を、お客様に90日前の通知を与えることによって各[更新期間]の当初から増額することができ、その場合、別表2は増額に応じて変更されたものとみなされます。

9. 財産の権利

9.1 お客様は、グリッドシェアサービスと関連資料について全ての[知的財産権]はGSJ及び／又はそのライセンサーが保有することを承認し同意します。本契約に明示的に定められている範囲を除いて、本契約は、お客様に対して、グリッドシェアサービス若しくは関連資料についての権利も、またそれらに関連して、いかなる知的財産権その他の権利／ライセンスも付与するものではありません。

10. 守秘義務

10.1 各当事者は、本契約に基づく自己の義務の履行のために他方当事者から[秘密情報]へのアクセスを認められることがあります。なお、以下の情報は秘密情報とはみなされません。

(a) 開示時点で既に公知であるか又は開示後に受領当事者の作為／不作為によらずに公知となった情報。

(b) 開示を受ける前に受領当事者が既に適法に保有していた情報。

(c) 開示制限を受けることなく、受領当事者が第三者から適法に開示を受けた情報。

(d) 受領当事者が独自に開発した情報で、かかる独自開発が書面による証拠により証明できる情報。

10.2 第10.4項の規定の適用を条件に、各当事者は、他方当事者の秘密情報を守秘し、それらを第三者に提供し又は本契約の履行以外の目的に利用してはなりません。

10.3 各当事者は、自己がアクセスを有する他方当事者の秘密情報が本契約の規定に違反し、自己の従業員若しくはエージェントによって開示又は配布されないように適切な一切の措置を講じるものとします。

10.4 各当事者は、他方当事者の秘密情報を、法令によって又は政府その他の権制当局、裁判所若しくその他の所轄機関によって開示要求がされる範囲で開示することができます。但し、そのような場合、開示する当事者は、法令によって許される限りで、他方当事者に開示の通知を与えるものとし、かつ当該開示通知が禁止されず本第10.4項に従って与えられる場合、開示当事者は開示内容に関する他方当事者の合理的な要求を考慮するものとします。

10.5 いずれの当事者も第三者によって引き起こされた秘密情報の喪失、破損、改ざん若しくは開示につき責任を負いません。

10.6 お客様は、グリッドシェアサービスの評価及びグリッドシェアサービスの性能試験の結果がGSJの秘密情報を構成することを承認します。

10.7 各当事者は、他方当事者の事前の書面による同意がない限り（かかる同意は不合理に拒否又は遅延してはなりません。）、本契約に関する公表を行わずまた他者をして行わせまいます。但し、法令、政府その他の規制当局（関係の証券取引所を含みます）、裁判所又はその他所轄機関によって要求される場合はこの限りでありません。

11. 補償

11.1 お客様は、お客様によるグリッドシェアサービス及び／又は関連資料の利用に起因若しくは関連して生じた請求、訴訟、損失、損害、費用及び経費（裁判費用及び合理的範囲の弁護士費用を含みます）につきGSJ及びそのグループ会社、下請業者、委託先企業を訴訟、補償し損害を被らせないものとします。但し、以下のことを条件とします。

(a) お客様がそのような請求等について速やかに通知されること。

(b) GSJが、お客様の費用負担によるそのような請求等の防御と解決においてお客様への協力を行うこと。

(c) そのような請求等の防御と解決の権限はお客様だけが持つこと。

11.2 GSJは、グリッドシェアサービス又は関連資料が[発効日]現在において有効な限りの特許、又は著作権、商標権、データベース権若しくは秘密情報についての権利を侵害するとの主張（[侵害主張]）に対してお客様を防御し、侵害主張について判決その他の解決において お客様に責任が認められた一切の金額につきお客様を補償します。但し、以下のことを条件とします。

(a) GSJがそのような侵害主張について速やかに通知されること。

(b) お客様が、GSJの費用負担によるそのような侵害主張の防御と解決においてGSJに適切な協力を行うこと。

(c) そのような侵害主張の防御と解決の権限はGSJだけが持つこと。

11.3 侵害主張の防御と解決の態様として、GSJは、お客様にグリッドシェアサービスの使用の継続を許し、グリッドシェアサービスが侵害性を持たなくなるように修正し若しくは代替サービスを提供し、又はそれらの救済手段が合理的に実現できない場合は、お客様に対して損害賠償、追加費用の支払等いかなる追加的な義務若しくは責任も負うことなくお客様に2営業日前の通知を与えて本契約を解約することができます。

11.4 GSJ及びその従業員、エージェント、下請業者はいずれも、いかなる場合であれ、侵害主張の内容である侵害が以下のいずれの事由に基づく限りでお客様に対して責任を負いません。

(a) GSJとそのグループ会社、下請業者及び委託先企業以外の者によるグリッドシェアサービス若しくは関連資料の変更。

(b) お客様が、Moixaからお客様に与えられた指示に反した態様でグリッドシェアサービス若しくは関連資料を使用したこと。

(c) GSJ又は所轄当局から侵害事実又はその主張についての通知を受けた後のお客様によるグリッドシェアサービス若しくは関連資料の使用。

11.5 侵害主張に係るお客様の唯一かつ排他的な権利ないし救済手段はGSJ（その従業員、エージェント及び下請業者を含む）が負担するすべての義務ないし責任は、前4項の内容に限られるものとします。

12. 責任の制限

12.1 本契約に別段の旨が明示的に規定されていない限り、以下の通りとします。

(a) お客様は、自己によるグリッドシェアサービスと関連資料の使用による結果及びそのような使用から引き出された結論に関して一切の責任を負います。

(b) GSJは、グリッドシェアサービスとの関係でお客様からGSJに与えられる情報、指示若しくは助言に対する過誤ないし脱漏、又はお客様の指示に基づきGSJによってなされた活動によって引き起こされた損害につき責任を負いません。

(c) 本契約においては、適用法によって許容される限り、法令から帰結される保証、表明、要求その他の全ての条件は適用されません。

(d) グリッドシェアサービス及び関連資料は、現状でお客様に提供されます。

(e) GSJは、エネルギー節約に関するものを含め、ESSはそれに組み込まれたソフトウェアの性能に関するいかなる保証も行いません。

12.2 本契約のいかなる規定も、下記に関するものを含め、法令に反することとなるGSJの責任を免除するものではありません。

(a) GSJの過失による人の死亡／負傷。

(b) 詐欺行為及び欺瞞的な虚偽表明 。

12.3 第12.1項及び第12.2項の規定に服することを前提に、以下の通りとします。

(a) GSJは、GSJによって引き起こされた損失／損害の内、予測可能であったものについてのみお客様に責任を負います。GSJが本契約の規定に違反した場合、GSJは、かかる自己の本契約違反はGSJが適切な注意力若しくは技術を用いなかったことの予測可能な結果としてのお客様の損失／損害に責任を負います。しかし、そのような予測可能性を超える範囲の損失／損害については責任を負いません。発生した損失／損害は、起こるであろうことが明白であるか又は本契約締結時点でGSJとお客様がその発生可能性を知っていた場合は、予測可能と認められます。

(b) GSJは、ウェブアプリケーションを通したものを含め、ESSとそれに組み込まれた関連ソフトウェアとの通信により生じるいかなる費用と損務（ネットワーク料を含みます）にも責任を負いません。

(c) GSJは、事業上の損失について責任を負いません。グリッドシェアサービスは家庭における個人的利用のためのものです。お客様がグリッドシェアサービスを商業上ないし事業上の目的又は再販を目的として使用される場合、GSJは、そこでの逸失利益、事業上の損失、事業に対する支障又は事業機会の喪失について お客様に責任を負いません。

(d) 本契約の履行又は履行計画との関係でGSJが負う契約責任、不法行為責任（過失若しくは法令上の義務違反によるものを含みます）、虚偽の表明をしたことによる責任、補償責任その他の責任の総額は、それらについての請求権が生じた日の直前12ヶ月間にGSJに支払われた利用料の総額を限度とします。

13. 有効期間と解約

13.1 本契約は、本第13条の定めに従い早期に解約される場合を除いて、その効力発生日に効力を生じ、当初利用期間中効力を存続し、その後は、以下のいずれかの事由が生じない限り、各12ヶ月の有効期間をもって更新されます（かかる各12ヶ月を、以下[更新期間]といいます）。

(a) 当事者のいずれかが、当初利用期間又はいずれかの更新期間の満了の90日前から60日前までに、書面で他方当事者に契約終了の意思を通知すること。この場合、本契約は当初利用期間又は当該更新期間の満了時に終了します。

(b) その他、本契約の規定により終了すること

当初利用期間と各更新期間は併せて[利用期間]といいます。

13.2 各当事者は、以下のいずれかの事由が生じた場合、自己の有する他の権利・救済手段を何ら害されることなく、他方当事者に書面通知を与えて直ちに本契約を解約することができます。

(a) 他方当事者が本契約の下に支払義務を負う何らかの金額を所定の決済期に支払わず、書面による支払請求を受けてから30日以内に不履行を解消しないこと。但し、第8.3項に規定する場合は除きます。

(b) 他方当事者が本契約のその他の重大な違反を犯し、当該違反が是正不能であるか又は（是正可能な場合に）相手方から書面による是正要求を受けてから30日以内に当該違反を是正しないこと

(c) 他方当事者が本契約の何らかの規定の違反を繰り返し、それにより当該当事者は本契約を履行する意思若しくは能力を欠くと合理的に判断されること

(d) 他方当事者に倒産事由が発生すること

13.3 本契約の有効期間中においても、お客様は、効力発生日の対象月末より24か月経過後に限り、GSJに通知を与えることで、本契約を解約することができます。

13.4 以下のいずれかの理由によりGSJが日本でグリッドシェアサービスを提供することが困難になったと合理的に判断する場合、GSJは、お客様に30日前の書面通知を与えて本契約を解約することができます（かかる30日の期間を以下、本条において[事前通知期間]といいます）。

(a) Moixaが日本向けのグリッドシェアサービスを終了するか中止すること。

(b) 日本でグリッドシェアサービスを提供するライセンスをMoixaがGSJに付与する契約が終了すること。

(c) Moixaが、伊藤忠商事株式会社に対して、グリッドシェアサービスの最新化もしくアップグレードの継続的な努力又はグリッドシェアサービスに関するサポート／メンテナンス活動を終了する意思又はその他グリッドシェアサービスの性能の著しい劣化若しくはその機能性の重大な低下の結果を生じさせるようなグリッドシェアサービスの変更を行う意思を通知すること。

(d) GSJが経済的な理由を含む一切の理由によりグリッドシェアサービスの提供事業の継続は困難であると判断したこと

13.5 第13.4項の規定に基づき本契約が解約された場合、GSJは、事前通知期間中、日本でのグリッドシェアサービスの継続的な利用をサポートする技術能力を持つ第三者を見つけるよう最善の努力を行うものとします。

13.6 （第8.3項の規定に基づく解約の場合を含め）本契約が何らかの理由により解約された場合、以下の通りとします。

(a) 本契約の下に付与された全てのライセンスは直ちに終了し、お客様はグリッドシェアサービス及び／又は関連資料へのアクセス・使用を直ちに止めるものとします。

(b) 各当事者は、他方当事者に属する一切の設備、財産、関連資料その他の品目（それらの一切の複製・複写を含みます）の使用を止め、他方当事者に返還するものとします。

(c) GSJはお客様データを30日間保有し、お客様はその間、それらデータのコピーを要求することができるものとします。

(d) 性質上本契約の終了後も効力を存続することが意図されていると認められる本契約の規定はすべて、本契約の終了後も効力を持続するものとします。かかる規定には以下のものが含まれます-第1条、第8.2項、第8.4項、第10条、第11条、第12条、第13.5条、第13.6条、第25条、第26条及び別表1

14. 不可抗力

GSJは、不可抗力事由により本契約に基づく自らの義務の履行が妨げられ若しくは遅延させられ、又は事業遂行を妨げられるに至った場合には、お客様に対して本契約に基づく責任を負いません。但し、GSJはお客様に対してかかる不可抗力事由及び（判明する限りにおいて）その予想される不可抗力が続く期間をお客様に通知します。

15. 規定の抵触

本契約の本文規定と別表の規定に矛盾抵触がある場合、本文規定が優先されるものとします。

16. 修正

GSJは、その判断により、本契約の内容を修正、変更、追加することができるものとします。この場合、GSJはお客様に対し、修正等の内容を速やかに通知いたします。なお、GSJが本契約の重要な契約条件の修正、変更、追加であると判断する事項については、両当事者の間で書面により合意するものとします。

17. 放棄

当事者のいずれかが本契約又は適用法令により認められる自己の権利／救済手段の何らかを行使しないか又は行使を遅延することがあっても、そのことは当該権利／救済手段又は他のいかなる権利／救済手段の放棄も構成せず、また、当該当事者は以後、当該権利／救済手段又びその他の権利／救済手段のいずれを行使することも阻止若しくは制限されません。上記権利／救済手段の何らかが一回若しくは部分的に行使された場合、そのことはその後に当該権利／救済手段ないし残余部分又はその他の権利／救済手段の行使を妨げるものではありません。

18. 権利／救済手段

本契約に別段の旨が明示的に規定されていない限り、本契約に基づく権利と救済手段は、法令によりそれられる権利と救済手段を排除するものでなく、それらに付加されるものです。

19. 分離性

19.1 本契約の何らかの条項（又は条項の一部）が裁判所若しくは所轄行政機関により無効、強制不能若しくは違法と判定された場合でも、本契約の残余の規定の効力はそれによって影響されません。

19.2 無効、強制不能若しくは違法と判定された何らかの規定が、もしその何らかの部分が除去されるなら有効、強制可能若しくは適法となる場合、当該規定は、その規定における両当事者の商業的意図を実現するのに必要な修正を加えられて適用されるものとします。

20. 完全合意

20.1 本契約はその対象事項に関する両当事者間の完全合意を構成するものであり、本契約の対象事項に関して過去に両当事者間でなされた全ての合意、約束、保証、表明及び了解は口頭によるものも書面によるものを問わず、すべて本契約によって置き換えられ効力を失います。

20.2 各当事者は、本契約の締結において、自らが、本契約に含まれていないいかなる合意、表明若しくは保証（過誤によってなされたものか否かを問わない）にも依拠しておらず、それらに係わるいかなる救済手段も持たないことを、認めます。

20.3 各当事者は、本契約の内容に過失の有無を問わず不実表示があったとしても何らクレームを述べないことに同意します。

20.4 本条の規定は、一方当事者が他方当事者に対し詐欺を働いた場合による責任ないし法的効果を制限ないし否定するものではありません。

21. 譲渡

21.1 お客様は、GSJの事前の書面による同意を得ない限り、本契約に基づく自己の権利・義務を全体であれ部分的であれ譲渡、移転、担保設定、履行委託又はその他の処分に供することはできません。

21.2 GSJは、いかなる場合においても、本契約に基づく自己の権利・義務を全体的又は部分的に譲渡、移転、担保設定、履行委託若しくはその他の処分に供することができます。

22. パートナーシップ又は代理関係の不成立

本契約のいかなる規定も、両当事者間にパートナーシップの関係を成立させること又は一方当事者に他方当事者の代理人として行使する権限を与えることを意図されておらずかつそのような効果を持たず、当事者のいずれも他方当事者の名で若しくは他方当事者の代理人として又はその他の何らかの形で他方当事者に拘束力を及ぼす行為（表明、保証、義務／責任の引受及び権利／権能の行使を含むがこれらに限りません）を行う権原を持ちません。

23. 第三者の権利

本契約は、（本契約の両当事者及び（該当する場合における）それらの承継人と許された譲受人以外の）いかなる者にも権利を付与するものではありません。

24. 通知

24.1 本契約に基づき又は本契約に関連して与えられる一切の通知は、書面をもって作成された上、通知相手方の本店（会社の場合）又は住所地（自然人の場合。お客様の住所地については[ご]に若しくはそれに宛てて直接に手渡されるか、又は郵便等の配達サービスによって与えられるものとします。

24.2 各通知は、以下の時に受け取られたものとみなされます。

(a) 直接渡しの場合は、受領書に署名がなされるか又は通知書が適正な引渡し住所に差し置かれた時。

(b) 郵便等の配達サービスによる場合は、郵便等に付された時、又はその他の配達サービスにおいて受領が記録された時。

24.3 本条の規定は、訴訟又は該当する場合における仲裁その他の紛争解決手続における訴状その他の書類の送達には適用されません。

25. その他

GSJは、SORACOM Air Japan サービスに関する約款を定め（[本約款]）、お客様は本契約の締結により、本約款に同意したものとみなします。本約款の詳細はGSJのホームページのSORACOM Air Japan サービス契約約款をご参照ください。

26. 準拠法

本契約、及び本契約又は本契約の対象事項ないし成立に起因若しくは関連して生じる一切の紛争と主張（非契約的性質の紛争／主張を含みます）は日本の法律に準拠し、それに従って解釈されるものとします。

27. 管轄裁判所

各当事者は、本契約又はその対象事項ないし成立に起因若しくは関連して生じる一切の紛争と主張（非契約的性質の紛争／主張を含みます）が、東京地方裁判所の専属的合意管轄に服することに取消権を留保することなく同意します。

別表1　定義と解釈

1. 解釈

1.1. 本別表に述べる定義と解釈ルールが本契約を通じて適用されます。

[営業日]とは、日本で銀行が休業する土曜日、日曜日及び公共の休日以外の各日を意味します。

[秘密情報]とは、財産性若しくは秘密性のある情報で、そのようなものとして明確に表示されているか又は第10.6項において秘密情報と明記されているものを意味します。

[お客様データ]とは、グリッドシェアサービスの使用のため又はお客様によるグリッドシェアサービスの使用の促進のためにお客様によって又はお客様に代わってGSJによって入力されるデータを意味します。

[関連資料]とは、グリッドシェアサービスの説明とグリッドシェアサービスに関するユーザーへの指示が記載された資料で、GSJのホームページ又はGSJが随時お客様に通知することのあるその他のウェブサイトを通してGSJがオンラインでお客様に提供するものを意味します。

[効力発生日]とは、GSJがお客様に提供した定置用蓄電池の3日間連続での稼働が確認され、稼働したとGSJが認めた日を意味します。

[不可抗力事由]とは、GSJ又はその他の者（伊藤忠商事株式会社等のGSJのグループ会社及びMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等のGSJの下請業者ないし委託先企業を含みます）の合理的支配を超えた作為、不作為、事件又は事故を意味し、ストライキ、ロックアウト、その他の労働争議（GSJ又は伊藤忠商事株式会社等のGSJのグループ会社若しくはMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等のGSJの下請業者ないし委託先企業の労働者に係わるものの否かを問いません）、公益事業、輸送機関若しくは通信ネットワークの機能停止／故障、天災、戦争、暴動、内乱、悪意による加害行為、法律又は政府の命令／規則／規制／指示の遵守、偶発事故、工場／機械の故障、火災、洪水、台風及びサプライヤー／下請業者の債務不履行を含むがこれらに限りません。

[グリッドシェアサービス]とは、申込み に基づき、japan.mygridshare.com又はGSJ又はMoixaが随時お客様に通知することのあるその他のウェブサイトを通して本契約の下にGSJからお客様に提供されるグリッドシェアサービスを意味し、その詳細は関連資料に記載されます。

[ホスティングサービスプロバイダー]とは、Amazon Web Services, Inc（[AWS]）又はAWSに代わってお客様データの保存を行う者として書面でお客様に通知されることのある他のMoixa指定の第三者を意味します。

[ホスティングサービスプロバイダー顧客契約]とは、ホスティングサービスプロバイダーによってMoixaになされるサービスの提供に関してホスティングサービスプロバイダーとMoixaの間に結ばれる契約であって、Amazon Web Services Incがホスティングサービスプロバイダーである場合にはhttp://aws.amazon.com/agreementsに掲載されています。

[当初利用期間]とは、効力発生日の対象月末から起算した120ヶ月間、60ヶ月間又はその他の期間を意味します。

[倒産事由]とは、各当事者について以下の各事由を意味します。

(a) 当該当事者が自己の債務の弁済期における支払を停止するか若しくはそうなる恐れがあるか、債務を弁済期に弁済できないか、自らに債務支払の能力がないことを認めるか、又は支払能力がないと認められること。

(b) 当該当事者が、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続き開始等の倒産手続の申立てをし又は申立て がされた場合

(c) 当該当事者が、差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けた場合

(d) 当該当事者が、手形又は小切手が不渡処分となるなど支払停止状態に陥った場合

(e) 上記（a）から（d）のほか、当該当事者の財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(f) 他方当事者につき、その者の管轄地で、上記（a）から（e）までの何らかの事由と同等若しくは類似の効果を持つ出来事が発生するか又はそのような手続が開始されること

(g) 当該当事者が、自己の事業の全部若しくは相当の部分の運営を停止若しくは終了するか又は停止若しくは終了する恐れが生じること

[知的財産権]とは、特許権、その他発明に対する権利、著作権、著作隣接権若しくは著作権関連の権利、商標権、サービスマーク権、商号若しくはドメイン名についての権利、外観ないしトレードドレスについての権利、営業権、偽装若しくは不公正競争に対して訴訟を提起する権利、意匠権、データベース権、秘密情報（ノウハウ及び営業機密を含む）を使用し又その秘密性の保護を求める権利、及びその他一切の知的財産権を意味し、各場合につき、登録されているか未登録かを問わず、またそれら権利及び世界のどの地におけるかを問わず現在存在し若しくは今後発生することのあるそれら権利と類似又は同等の一切の権利ないし保護を受けられる形式の出願、出願に関する権利、権利の付与を受ける権利、更新、拡張及び優先的地位を主張できる権を含みます。

[月間稼働率]とは、100%から、月間においてグリッドシェアサービスが利用不能状態にある時間の割合を引いて計算される率を意味します。

[通常の営業時間]とは、各営業日の東京時間の午前9時から午後5時までの時間を意味します。

[個人情報]とは、個人情報の保護に関する法律に[個人情報]として定義されている情報で、グリッドシェアサービスの使用のため又はお客様によるグリッドシェアサービスの使用の促進のためにお客様によって又はお客様に代わってGSJによって入力されるものを意味します。

[更新期間]とは、第13.1項に述べる意味を有します。

[本件ソフトウェア]とは、グリッドシェアサービスの提供のために使用されるMoixa所有のソフトウェアを意味します。

[利用料]とは、グリッドシェアサービスに関してお客様がGSJに支払義務を負う利用料で、別表2に記載されるものを意味します。

[利用期間]とは、第13.1項に述べる意味を有します（当初利用期間とその後の各更新期間）。

[利用不能]とは、お客様にとってグリッドシェアサービスの全体が利用可能でない状態を意味します。

[禁止された内容]とは、（a）違法、有害、脅迫的、中傷的、わいせつ、権利侵害的若しくはハラスメント性のもの、人種的ないし倫理的に許容され得ないか又は違法行為を助長する内容、（b）性的に露骨なイメージを表現する内容、（c）違法な暴力行為を助長する内容、（d）人種、性別、肌の色、宗教、性的指向性又は障害に基づく差別的な内容又は（e）その他違法であるか又は人若しくは財産への損害を引き起こす内容を意味します。

[ウィルス]とは、コンピューターのソフトウェア／ハードウェア／ネットワーク、通信のサービス／設備／ネットワーク又はその他のサービスないし装置の機能

GridShare Japan

グリッドシェアサービス申込書

2枚目

赤枠線内は必須事項となっております。必ずご記入ください。
記入内容に誤り、漏れがある場合はサービスが開始されません。

申込年月日	20　　年　　月　　日

お客さま情報

契約種別	10年プラン
お支払い方法	分割払い（月額1,320円（税込）の分割払い）
フリガナ	
契約者氏名	様　　契約者印
電話番号	－　　－　　生年月日　　年　　月　　日
メールアドレス	@ ※メールアドレスを再度ご確認ください。お申込みが完了するとご登録のメールアドレスに登録完了のウェルカムメールが届きます。 ※「gridshare.co.jp」と「moixa.com」、2つのドメインからのメールの受信を有効にしてください。
住所	〒　　－
蓄電システム設置先住所	〒　　－ ※同一の住所の場合は記入不要。
電気自動車の所有	☑ 有　☑ 無

電力情報・太陽光パネル情報

電力情報・太陽光パネル情報に誤りがある場合、最適制御できない可能性がありますので正しくご記入ください。

電力会社		電力プラン名	
契約電力（A/KVAのいずれか）	A　　KVA	※太陽光パネル「無」を選択された方 太陽光パネルの今後の設置予定	☑ 有　☑ 無 年　　月頃 ／　未定 ※太陽光パネルを設置した場合、コールセンターにFIT適応有無及びFIT期間の申告をお願いします。連絡がない場合、FIT適応なしで対応する場合がございます。
太陽光パネルの有無	☑ 有　☑ 無		
太陽光パネルの発電開始日	20　　年　　月　　日 ※「太陽光パネルの発電開始日」から10年1ヶ月後に自家消費を優先する制御を開始いたします。		
固定価格買取制度（FIT）	※はじめから自家消費で使用される方は非適用をお選びください。 ☑ 適用　☑ 非適用 FIT適用とした方で、10kW以上（産業用）、買取期間20年の方 ☑ 適用　☑ 非適用 ※適用をチェックされた方には確認のためコールセンターからお電話がいくことがあります。 買取単価　円／kWh		

お取扱店（本社所在地）

名称

住所

代表者名

電話番号

ご加入前ご確認事項

下記「ご加入前ご確認事項」をお読みになり、☑に✓（チェック）をしてください。1つでもチェックがない場合はお申込みいただけません。

- ☑ 私は裏面の利用規約を読み、グリッドシェアサービスの内容を理解し、利用規約の内容がグリッドシェアジャパン株式会社との間の契約内容となることに合意しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスの申込登録が完了し、蓄電システムの稼働日（3日間連続運転が確認されたとき）から開始されることを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスが「太陽光パネルの発電開始日」から10年1ヶ月後に自家消費を優先する制御を開始することを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスはサービス開始時から2年経過後は途中解約が可能であることを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアジャパン株式会社のホームページに掲載されているSORACOM Air Japanサービスに関する約款が同サービスの内容となることを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスの無料キャンペーンの適用開始日はサービス開始日となることを理解しました。

お申込みが完了するとご登録のメールアドレスに登録完了のメールが届きます。

販売店用

〈契約当事者の連絡先〉　グリッドシェアジャパン株式会社 グリッドシェアサービス申込書受付係
〒980-8783 宮城県仙台市青葉区一番町4-1-25 東二番丁スクエアビル6F　TEL：0120-568973

2021.03 ver8.0

グリッドシェアサービスご利用についての利用規約

表記申込人（[お客様]）とグリッドシェアジャパン株式会社（日本で登記され本店を東京都港区北青山二丁目5番1号に有する会社[GSJ]）は表記の申込内容について以下の利用規約を当事者間のグリッドシェアサービス利用契約の内容とすることを合意します（[本契約]）。

背景

(A) 本契約は、「グリッドシェアクライアントサービス」（[グリッドシェアサービス]）の名の下にお客様の定置用蓄電池を最適化するサービス（法人番号0563109）としてイングランドで登記され150 Aldersgate Street, London, England, EC1A 4ABに本店を有する会社でありMOIXA TECHNOLOGY LIMITED（[Moixa]）が開発したサービス）をGSJからお客様へ提供するために結ばれる契約です。

(B) Moixaは、月間使用回数料金制によりインターネットを通して申込者に提供されるアプリケーションとプラットフォームを開発しました。

(C) Moixaのアプリケーションは、GSJが指定する蓄電システム（[ESS]）に組み込まれたソフトウェアにおいて機能するように設計されています。

(D) GSJは、グリッドシェアサービスを日本で提供するライセンスを保ています。

(E) お客様は、グリッドシェアサービスを自己の個人的かつ非商業的な目的に限って使用することを望んでいます。

(F) GSJは、本契約の規定の下にグリッドシェアサービスをお客様に提供することに同意し、お客様は、本契約の規定の下にその提供を受け料金を支払うことに同意します。

(G) お客様が本契約規定の遵守に同意することを前提として、GSJは、[グリッドシェアサービス]及び[関連資料]（それぞれ末尾の別表1に定義されています）へのアクセス及びその利用をお客様に提供することを意図しています。

(H) GSJ及びその グループ会社、下請業者、委託先企業はそれぞれ、お客様によるグリッドシェアサービスの使用を通して取得されたー切の個人データをGSJのプライバシーポリシーに従って処理します。

(I) お客様には、本契約の違反についてのGSJの責任を制限する本契約第12条の規定に留意して頂くことが必要です。

1. 定義と解釈

別表1に記載される定義と解釈ルールは、本契約を通じて適用されます。

2. 申込によるサービス

2.1 お客様が[利用料]を期限に全額支払うことを条件に、GSJは、本契約の規定に従い、[利用期間]中、お客様にグリッドシェアサービスと関連資料を提供します。

2.2 本条に定める制限及び本契約のその他の規定を前提に、GSJは、お客様に対して、利用期間中、お客様の個人的かつ非商業的な目的に限りグリッドシェアサービスと関連資料にアクセセし、かつ利用する非独占的かつ譲渡不可の権利（サブライセンス付与の権利も含まれません）を付与します。

2.3 グリッドシェアサービスの提供のために使用する「本作ソフトウェア」は、[ホスティングサービスプロバイダー顧客契約]に従い[ホスティングサービスプロバイダー]によって管理されるサーバーに置かれています。お客様は、本作ソフトウェアにアクセスし利用することができますが、本作ソフトウェアのオブジェクトコードやソースコードのコピーを受け取る権利は得ることができません。

3. サービスの利用

3.1 お客様は、自己による本件サービスへのアクセスと利用に関して、以下のことを約束します。

(a) グリッドシェアサービスと関連資料の利用のためのパスワードを少なくとも90日間に1回は変更し、そのような パスワードの秘密性を保持することで、お客様自身によるそれらの利用のための安全なパスワードを保持すること

(b) お客様によるグリッドシェアサービスの利用の過程で、いかなる[ウイルス]若しくは別表1に定める[禁止された内容]の配布、移転、アクセス又は保存も行わないこと。GSJは、お客様に対し一切の責任を負担することなく、本GSJがお客様に対して保有するその他のいかなる権利も害されることなく、お客様による[禁止された内容]へのアクセスを不能とする権利を持つものとします。

3.2 お客様は以下の行為を行ってはなりません。

(a) 法令によって許可されており、当事者間の合意によって排除し得ない場合及び本契約において明示的に許されている場合を除いて、グリッドシェアサービス、関連資料及び本作ソフトウェアの複製、変更、翻案、改ざん、修正、リバースエンジニアリング、デコンパイル、ディアセンブル又はコンフィギュレーションを行うこと 。

(b) グリッドシェアサービス及び／又は関連資料と競合する製品若しくはサービスを生み出すためにグリッドシェアサービスと関連資料の全体若しくは一部へのアクセセを行うこと。

(c) 第三者にグリッドシェアサービス又はその類似サービスを提供するために、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料を使用すること（別途の契約に基づく場合は除きます）。

(d) 第21.1項の規定の適用を前提に、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料のライセンス付与、売却、賃貸、譲渡、配布、展示、開示、その他の商業的利用を行い又はその他の形でそれらを第三者に利用させること（別途の契約に基づく場合を除きます）。

(e) 本契約に定める態様でグリッドシェアサービスを利用するのに合理的に必要な程度を超えて関連資料を複製すること。

(f) 本条の下に許される態様以外で、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料に自らアクセスしようとは他者をしてアクセスさせるよう試みること。

(g) 本契約又は適用法令の違反を構成するような方法でグリッドシェアサービスを利用すること。

3.3 お客様は、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料への権限なき者によるアクセスないし利用を防止し、そのような事態が生じた場合は、速やかにGSJに通知するものとします。

4. グリッドシェアサービス利用可能性

4.1 GSJは、利用期間中のいずれの月においても、グリッドシェアサービスを[月間稼働率]99.5%以上のレベルで利用可能な状態に維持するよう商業的に適切な努力を行います。月間稼働率の測定においては、以下の事由の結果として の非稼動時間は除きます。

(a) 下記により生じた本契約対象のグリッドシェアサービス又はその他のグリッドシェアサービスの利用ができない事態、停止又は終了:

(i) ホスティングサービスプロバイダーによるグリッドシェアサービスの一時停止 、

(ii) GSJの合理的な支配を超える事由（不可抗力及びグリッドシェアサービスの分界点を超えたインターネットアクセスその他に係わる問題を含みます）、

(iii) お客様又は第三者の作為ないし不作為、

(iv) お客様の設備、ソフトウェア、その他の技術及び／又は第三者の設備、ソフトウェア、その他の技術（GSJの直接の管理下にある第三者の設備は除きます）における問題

(v) [利用不能] に当たらない場合、

(vi) ホスティングサービスプロバイダーによるメンテナンス活動 、

(vii) ホスティングサービスプロバイダーにより引き起こされたグリッドシェアサービスへのアクセスの終了。

(b) GSJがその単独の裁量により定めたメンテナンス時間枠内でなされる計画的メンテナンス活動。

(c) 通常の営業時間外になされる予定外のメンテナンス活動（GSJがかかる活動を行うに際して、少なくとも通常の営業時間中で6時間前の事前通知をお客様に与えるよう適切な努力を行うことを条件とします）。

4.2 GSJは随時、グリッドシェアサービスの補正、パッチ版、最新化、メンテナンスリリース若しくはその他の修正（併せて[サービスアップデート]といいます）を行うことができます。サービスアップデートは、個別に別段の通知をお客様に対して行うことなくGSJにあってなされ、お客様はそのようなサービスアップデートの実行について同意します。

5. お客様データ

5.1 お客様は全てのお客様データについての権利と権原の一切を保有し、それらの合法性、信頼性、完全性、正確性及び質についての一切の責任を負います。

5.2 GSJは、GSJのホームページ（www.gridshare.co.jp）又は随時お客様に通知されるこのあるその他のウェブサイトアドレスに記載されるプライバシーポリシー（[プライバシーポリシー]）の定めに従い、お客様データのアーカイブ化する手続を行います。プライバシーポリシーは、GSJが随時その単独の裁量により修正することができます。

5.3 お客様データの喪失ないし損傷が生じた場合、お客様にとっての唯一の救済手段は、GSJがプライバシーポリシーに記載されるアーカイブ化手続に従ってGSJが保存している当該お客様データの最新のバックアップから喪失／損傷したお客様データの回復を図るよう適切な商業的努力を行うことに限られます。GSJは、ホスティングサービスプロバイダー以外の第三者によって引き起こされたお客様データのいかなる喪失、損傷、改ざん若しくは開示についても責任を負いません。

5.4 GSJは、グリッドシェアサービスを提供するにおいて、GSJのホームページ又は随時お客様に通知されるこのあるその他のウェブサイトアドレスに記載されるお客様のプライバシー と安全に関するGSJのプライバシーポリシーの定めに従います。プライバシーポリシーは、GSJが随時その単独の裁量により修正することができます。

5.5 GSJは、個人情報を以下の目的に使用します（伊藤忠商事株式会社等のグループ会社及びMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等の下請業者ないし委託先企業による使用を含みます）:

(a) お客様にグリッドシェアサービスを提供すること（個人情報の保管のために ホスティングサービスプロバイダー顧客契約に従ってホスティングサービスプロバイダーを使用することを含みます）、

(b) GSJの製品／サービスの改善のために、プライバシーポリシーに従って個人情報の分析を行うこと、

(c) GSJによるグリッドシェアサービスの更なる開発のためのグリッドシェアサービスの性能監視の目的で情報と統計資料の集約を行うこと。

5.6 本契約上の義務を履行するにあたりGSJがお客様のために個人情報を処理する場合（伊藤忠商事株式会社等のグループ会社又はMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等の下請業者ないし委託先企業に対する処理の場合を含みます）、

(a) お客様は、個人情報がグリッドシェアサービスの提供や本契約に基づくGSJのその他の義務の履行のために、お客様の所在国の内外にそれら個人情報が移転若しくは保存されることを承認・同意し、

(b) GSJは、本契約及びプライバシーポリシーに従ってのみ、それら個人情報を処理しまた

(c) GSJは、それら個人情報の無権限若しくは違法な処理又は偶発的な喪失、破壊若しくは損傷を防ぐための適切な技術的／組織的な手段を講じます。

5.7 お客様は、GSJが、本契約上の義務を履行するためにいかなる形においてであれ、個人情報を伊藤忠商事株式会社等のグループ会社及びMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等の下請業者ないし委託先企業に提供することができることを承認します。

5.8 お客様は、GSJが、お客様が興味を持つ可能性のある他社サービスのお客様に対する宣伝広告に供するために、個人情報を当該他社に提供することができることを承認します。

6. GSJによる保証

6.1 GSJは、グリッドシェアサービスが関連資料に記載されるとおりに実質的に機能することを保証します（[グリッドシェアサービス保証]）。

6.2 GSJは、非適合が以下のいずれかの事由で生じたものである限り、グリッドシェアサービス保証に違反したものとはみなされません。

(a) GSJの指示又は関連資料に違反したグリッドシェアサービスの利用 。

(b) GSJ又はGSJから適正に授権された請負業者若しくはエージェント以外の者によるグリッドシェアサービスの修正ないし変更。

(c) お客様による本契約の違反 。

6.3 グリッドシェアサービス保証の違反が生じた場合、当該違反についてお客様に認められる唯一かつ排他的な救済手段として、GSJは、その費用負担により、以下の措置を行うことができます。

(a) 当該違反を速やかに是正するためにあらゆる適切な商業的努力を行うこと。

(b) 本来の機能を実現するための代替的な手段をお客様に提供すること。

(c) GSJが上記（a）、（b）に記載した手段が商業的に適切でないと判断する場合、本契約を解約して、前払いされ未充当の利用料をお客様に返金すること。

6.4 上記に拘わらず、GSJは、

(a) お客様によるグリッドシェアサービスの利用は中断や過誤がないこと及びグリッドシェアサービス、関連資料及び／又はグリッドシェアサービスを通してお客様が得る情報がお客様の要求を充足することを保証せず、

(b) 通信のネットワーク／設備（インターネットを含むがこれに限りません）を通したデータ通信の遅れ、非到達又はかかるデータ通信に起因する喪失その他の損害について責任を負わず、お客様は、グリッドシェアサービスと関連資料にそれら通信施設の利用目体に関する制限、遅れその他問題が伴い得ることを承認します。

6.5 本契約は、GSJが第三者との間で本契約と類似した契約を結び又は本契約の下に提供されるものと類似した資料、製品及び／又はサービスを独自に開発、利用、販売又はライセンス付与することを妨げません。

7. お客様の義務

7.1 お客様は以下の義務を負います。:

(a) GSJに、本契約との関係で必要な一切の協力及びグリッドシェアサービスを提供するためにGSJが要求することのある情報（お客様データ、安全アクセス情報又び設定情報を含むがこれらに限りません）への必要な一切のアクセスを提供すること、

(b) 本契約に基づくお客様の活動に関して適用の一切の法令を遵守すること、

(c) 本契約に述べるお客様のその他の責任を適時かつ実効的な態様で履行すること、

(d) グリッドシェアサービス及び関連資料を本契約の規定に従って利用すること、

(e) 自己のネットワークとシステムのGSJが随時提供する関連仕様書（あれば）との適合性を確保すること、

(f) 自己のネットワーク接続及び自己のシステムとMoixa のデータセンターとの遠隔通信リンクの確保・維持、並びに自己のネットワーク接続若しくは上記の遠隔通信リンクに起因ないし関係するか又はインターネットによって引き起こされた全ての問題、状況、遅れ、非到達、その他の喪失／損害に関して単独で責任を負うこと。

7.2 お客様は、本契約に基づく自己の義務の履行及びグリッドシェアサービスへのアクセスとその利用のために必要な全てのライセンス、同意及び許可を保有・維持するものとします。

8. 料金と支払

8.1 お客様は、この第8条及び別表2の規定に従ってGSJに利用料を支払う義務を負います。

8.2 お客様は、お客様がその名で保有する銀行口座又はクレジットカードの情報を文書でGSJに提供し、本契約に基づくお客様の一切の支払義務が自動引落しで決済されることに同意します。GSJはお客様に、効力発生日の対象月末から各月の末日までに、翌々月分の利用料を請求いたします。お客様は本請求につき上記銀行口座若しくはクレジットカードの自動決済の形で支払うものとします。

8.3 決済日に支払を受けられない場合、GSJは、自己に認められる他の権利・救済手段を害されることなく、かつお客様に対する責任を負うことなく、グリッドシェアサービスの提供を停止し、お客様のパスワード、アカウント及びグリッドシェアサービスの全体若しくは一部へのアクセスを当該決済日後2ヶ月間（[サービス停止期間]）から無効／不能化することができます。更にかかるサービス停止期間内に未払いの利金が全額支払われない場合は、GSJは本契約を解約することができます。

8.4 本契約に定められ又は言及される全ての金額と料金は、

(a) 別段の合意がない限り日本円で支払われ、

(b) 第12.3項（d）の規定に従うことを条件に、取消不能で返金されず、かつ

(c) 消費税額を含まないものとします（同税は適用税率に従って賦課されます）。

8.5 別段の合意がない限り、GSJは、第8.1項の規定に従って支払われるべき利用料を、お客様に90日前の通知を与えることによって各[更新期間]の当初から増額することができ、その場合、別表2は増額に応じて変更されたものとみなされます。

9. 財産の権利

9.1 お客様は、グリッドシェアサービスと関連資料について全ての[知的財産権]はGSJ及び／又はそのライセンサーが保有することを承認し同意します。本契約に明示的に定められている範囲を除いて、本契約は、お客様に対して、グリッドシェアサービス若しくは関連資料についての権利も、またそれらに関連して、いかなる知的財産権その他の権利／ライセンスも付与するものではありません。

10. 守秘義務

10.1 各当事者は、本契約に基づく自己の義務の履行のために他方当事者から[秘密情報]へのアクセスを認められることがあります。なお、以下の情報は秘密情報とはみなされません。

(a) 開示時点で既に公知であるか又は開示後に受領当事者の作為／不作為によらずに公知となった情報。

(b) 開示を受ける前に受領当事者が既に適法に保有していた情報。

(c) 開示制限を受けることなく、受領当事者が第三者から適法に開示を受けた情報。

(d) 受領当事者が独自に開発した情報で、かかる独自開発が書面による証拠により証明できる情報。

10.2 第10.4項の規定の適用を条件に、各当事者は、他方当事者の秘密情報を守秘し、それらを第三者に提供し又は本契約の履行以外の目的に利用してはなりません。

10.3 各当事者は、自己がアクセスを有する他方当事者の秘密情報が本契約の規定に違反し、自己の従業員若しくはエージェントによって開示又は配布されないように適切な一切の措置を講じるものとします。

10.4 各当事者は、他方当事者の秘密情報を、法令によって又は政府その他の権制当局、裁判所若しくその他の所轄機関によって開示要求がされる範囲で開示することができます。但し、そのような場合、開示する当事者は、法令によって許される限りで、他方当事者に開示の通知を与えるものとし、かつ当該開示通知が禁止されず本第10.4項に従って与えられる場合、開示当事者は開示内容に関する他方当事者の合理的な要求を考慮するものとします。

10.5 いずれの当事者も第三者によって引き起こされた秘密情報の喪失、破損、改ざん若しくは開示につき責任を負いません。

10.6 お客様は、グリッドシェアサービスの評価及びグリッドシェアサービスの性能試験の結果がGSJの秘密情報を構成することを承認します。

10.7 各当事者は、他方当事者の事前の書面による同意がない限り（かかる同意は不合理に拒否又は遅延してはなりません。）、本契約に関する公表を行わずまた他者をして行わせまいます。但し、法令、政府その他の規制当局（関係の証券取引所を含みます）、裁判所又はその他所轄機関によって要求される場合はこの限りでありません。

11. 補償

11.1 お客様は、お客様によるグリッドシェアサービス及び／又は関連資料の利用に起因若しくは関連して生じた請求、訴訟、損失、損害、費用及び経費（裁判費用及び合理的範囲の弁護士費用を含みます）につきGSJ及びそのグループ会社、下請業者、委託先企業を訴訟、補償し損害を被らせないものとします。但し、以下のことを条件とします。

(a) お客様がそのような請求等について速やかに通知されること。

(b) GSJが、お客様の費用負担によるそのような請求等の防御と解決においてお客様への協力を行うこと。

(c) そのような請求等の防御と解決の権限はお客様だけが持つこと。

11.2 GSJは、グリッドシェアサービス又は関連資料が[発効日]現在において有効な限りの特許、又は著作権、商標権、データベース権若しくは秘密情報についての権利を侵害するとの主張（[侵害主張]）に対してお客様を防御し、侵害主張について判決その他の解決において お客様に責任が認められた一切の金額につきお客様を補償します。但し、以下のことを条件とします。

(a) GSJがそのような侵害主張について速やかに通知されること。

(b) お客様が、GSJの費用負担によるそのような侵害主張の防御と解決においてGSJに適切な協力を行うこと。

(c) そのような侵害主張の防御と解決の権限はGSJだけが持つこと。

11.3 侵害主張の防御と解決の態様として、GSJは、お客様にグリッドシェアサービスの使用の継続を許し、グリッドシェアサービスが侵害性を持たなくなるように修正し若しくは代替サービスを提供し、又はそれらの救済手段が合理的に実現できない場合は、お客様に対して損害賠償、追加費用の支払等いかなる追加的な義務若しくは責任も負うことなくお客様に2営業日前の通知を与えて本契約を解約することができます。

11.4 GSJ及びその従業員、エージェント、下請業者はいずれも、いかなる場合であれ、侵害主張の内容である侵害が以下のいずれの事由に基づく限りでお客様に対して責任を負いません。

(a) GSJとそのグループ会社、下請業者及び委託先企業以外の者によるグリッドシェアサービス若しくは関連資料の変更。

(b) お客様が、Moixaからお客様に与えられた指示に反した態様でグリッドシェアサービス若しくは関連資料を使用したこと。

(c) GSJ又は所轄当局から侵害事実又はその主張についての通知を受けた後のお客様によるグリッドシェアサービス若しくは関連資料の使用。

11.5 侵害主張に係るお客様の唯一かつ排他的な権利ないし救済手段はGSJ（その従業員、エージェント及び下請業者を含む）が負担するすべての義務ないし責任は、前4項の内容に限られるものとします。

12. 責任の制限

12.1 本契約に別段の旨が明示的に規定されていない限り、以下の通りとします。

(a) お客様は、自己によるグリッドシェアサービスと関連資料の使用による結果及びそのような使用から引き出された結論に関して一切の責任を負います。

(b) GSJは、グリッドシェアサービスとの関係でお客様からGSJに与えられる情報、指示若しくは助言に対する過誤ないし脱漏、又はお客様の指示に基づきGSJによってなされた活動によって引き起こされた損害につき責任を負いません。

(c) 本契約においては、適用法によって許容される限り、法令から帰結される保証、表明、要求その他の全ての条件は適用されません。

(d) グリッドシェアサービス及び関連資料は、現状でお客様に提供されます。

(e) GSJは、エネルギー節約に関するものを含め、ESSはそれに組み込まれたソフトウェアの性能に関するいかなる保証も行いません。

12.2 本契約のいかなる規定も、下記に関するものを含め、法令に反することとなるGSJの責任を免除するものではありません。

(a) GSJの過失による人の死亡／負傷。

(b) 詐欺行為及び欺瞞的な虚偽表明 。

12.3 第12.1項及び第12.2項の規定に服することを前提に、以下の通りとします。

(a) GSJは、GSJによって引き起こされた損失／損害の内、予測可能であったものについてのみお客様に責任を負います。GSJが本契約の規定に違反した場合、GSJは、かかる自己の本契約違反はGSJが適切な注意力若しくは技術を用いなかったことの予測可能な結果としてのお客様の損失／損害に責任を負います。しかし、そのような予測可能性を超える範囲の損失／損害については責任を負いません。発生した損失／損害は、起こるであろうことが明白であるか又は本契約締結時点でGSJとお客様がその発生可能性を知っていた場合は、予測可能と認められます。

(b) GSJは、ウェブアプリケーションを通したものを含め、ESSとそれに組み込まれた関連ソフトウェアとの通信により生じるいかなる費用と損務（ネットワーク料を含みます）にも責任を負いません。

(c) GSJは、事業上の損失について責任を負いません。グリッドシェアサービスは家庭における個人的利用のためのものです。お客様がグリッドシェアサービスを商業上ないし事業上の目的又は再販を目的として使用される場合、GSJは、そこでの逸失利益、事業上の損失、事業に対する支障又は事業機会の喪失について お客様に責任を負いません。

(d) 本契約の履行又は履行計画との関係でGSJが負う契約責任、不法行為責任（過失若しくは法令上の義務違反によるものを含みます）、虚偽の表明をしたことによる責任、補償責任その他の責任の総額は、それらについての請求権が生じた日の直前12ヶ月間にGSJに支払われた利用料の総額を限度とします。

13. 有効期間と解約

13.1 本契約は、本第13条の定めに従い早期に解約される場合を除いて、その効力発生日に効力を生じ、当初利用期間中効力を存続し、その後は、以下のいずれかの事由が生じない限り、各12ヶ月の有効期間をもって更新されます（かかる各12ヶ月を、以下[更新期間]といいます）。

(a) 当事者のいずれかが、当初利用期間又はいずれかの更新期間の満了の90日前から60日前までに、書面で他方当事者に契約終了の意思を通知すること。この場合、本契約は当初利用期間又は当該更新期間の満了時に終了します。

(b) その他、本契約の規定により終了すること

当初利用期間と各更新期間は併せて[利用期間]といいます。

13.2 各当事者は、以下のいずれかの事由が生じた場合、自己の有する他の権利・救済手段を何ら害されることなく、他方当事者に書面通知を与えて直ちに本契約を解約することができます。

(a) 他方当事者が本契約の下に支払義務を負う何らかの金額を所定の決済期に支払わず、書面による支払請求を受けてから30日以内に不履行を解消しないこと。但し、第8.3項に規定する場合は除きます。

(b) 他方当事者が本契約のその他の重大な違反を犯し、当該違反が是正不能であるか又は（是正可能な場合に）相手方から書面による是正要求を受けてから30日以内に当該違反を是正しないこと

(c) 他方当事者が本契約の何らかの規定の違反を繰り返し、それにより当該当事者は本契約を履行する意思若しくは能力を欠くと合理的に判断されること

(d) 他方当事者に倒産事由が発生すること

13.3 本契約の有効期間中においても、お客様は、効力発生日の対象月末より24か月経過後に限り、GSJに通知を与えることで、本契約を解約することができます。

13.4 以下のいずれかの理由によりGSJが日本でグリッドシェアサービスを提供することが困難になったと合理的に判断する場合、GSJは、お客様に30日前の書面通知を与えて本契約を解約することができます（かかる30日の期間を以下、本条において[事前通知期間]といいます）。

(a) Moixaが日本向けのグリッドシェアサービスを終了するか中止すること。

(b) 日本でグリッドシェアサービスを提供するライセンスをMoixaがGSJに付与する契約が終了すること。

(c) Moixaが、伊藤忠商事株式会社に対して、グリッドシェアサービスの最新化もしくアップグレードの継続的な努力又はグリッドシェアサービスに関するサポート／メンテナンス活動を終了する意思又はその他グリッドシェアサービスの性能の著しい劣化若しくはその機能性の重大な低下の結果を生じさせるようなグリッドシェアサービスの変更を行う意思を通知すること。

(d) GSJが経済的な理由を含む一切の理由によりグリッドシェアサービスの提供事業の継続は困難であると判断したこと

13.5 第13.4項の規定に基づき本契約が解約された場合、GSJは、事前通知期間中、日本でのグリッドシェアサービスの継続的な利用をサポートする技術能力を持つ第三者を見つけるよう最善の努力を行うものとします。

13.6 （第8.3項の規定に基づく解約の場合を含め）本契約が何らかの理由により解約された場合、以下の通りとします。

(a) 本契約の下に付与された全てのライセンスは直ちに終了し、お客様はグリッドシェアサービス及び／又は関連資料へのアクセス・使用を直ちに止めるものとします。

(b) 各当事者は、他方当事者に属する一切の設備、財産、関連資料その他の品目（それらの一切の複製・複写を含みます）の使用を止め、他方当事者に返還するものとします。

(c) GSJはお客様データを30日間保有し、お客様はその間、それらデータのコピーを要求することができるものとします。

(d) 性質上本契約の終了後も効力を存続することが意図されていると認められる本契約の規定はすべて、本契約の終了後も効力を持続するものとします。かかる規定には以下のものが含まれます-第1条、第8.2項、第8.4項、第10条、第11条、第12条、第13.5条、第13.6条、第25条、第26条及び別表1

14. 不可抗力

GSJは、不可抗力事由により本契約に基づく自らの義務の履行が妨げられ若しくは遅延させられ、又は事業遂行を妨げられるに至った場合には、お客様に対して本契約に基づく責任を負いません。但し、GSJはお客様に対してかかる不可抗力事由及び（判明する限りにおいて）その予想される不可抗力が続く期間をお客様に通知します。

15. 規定の抵触

本契約の本文規定と別表の規定に矛盾抵触がある場合、本文規定が優先されるものとします。

16. 修正

GSJは、その判断により、本契約の内容を修正、変更、追加することができるものとします。この場合、GSJはお客様に対し、修正等の内容を速やかに通知いたします。なお、GSJが本契約の重要な契約条件の修正、変更、追加であると判断する事項については、両当事者の間で書面により合意するものとします。

17. 放棄

当事者のいずれかが本契約又は適用法令により認められる自己の権利／救済手段の何らかを行使しないか又は行使を遅延することがあっても、そのことは当該権利／救済手段又は他のいかなる権利／救済手段の放棄も構成せず、また、当該当事者は以後、当該権利／救済手段又びその他の権利／救済手段のいずれを行使することも阻止若しくは制限されません。上記権利／救済手段の何らかが一回若しくは部分的に行使された場合、そのことはその後に当該権利／救済手段ないし残余部分又はその他の権利／救済手段の行使を妨げるものではありません。

18. 権利／救済手段

本契約に別段の旨が明示的に規定されていない限り、本契約に基づく権利と救済手段は、法令によりそれられる権利と救済手段を排除するものでなく、それらに付加されるものです。

19. 分離性

19.1 本契約の何らかの条項（又は条項の一部）が裁判所若しくは所轄行政機関により無効、強制不能若しくは違法と判定された場合でも、本契約の残余の規定の効力はそれによって影響されません。

19.2 無効、強制不能若しくは違法と判定された何らかの規定が、もしその何らかの部分が除去されるなら有効、強制可能若しくは適法となる場合、当該規定は、その規定における両当事者の商業的意図を実現するのに必要な修正を加えられて適用されるものとします。

20. 完全合意

20.1 本契約はその対象事項に関する両当事者間の完全合意を構成するものであり、本契約の対象事項に関して過去に両当事者間でなされた全ての合意、約束、保証、表明及び了解は口頭によるものも書面によるものを問わず、すべて本契約によって置き換えられ効力を失います。

20.2 各当事者は、本契約の締結において、自らが、本契約に含まれていないいかなる合意、表明若しくは保証（過誤によってなされたものか否かを問わない）にも依拠しておらず、それらに係わるいかなる救済手段も持たないことを、認めます。

20.3 各当事者は、本契約の内容に過失の有無を問わず不実表示があったとしても何らクレームを述べないことに同意します。

20.4 本条の規定は、一方当事者が他方当事者に対し詐欺を働いた場合による責任ないし法的効果を制限ないし否定するものではありません。

21. 譲渡

21.1 お客様は、GSJの事前の書面による同意を得ない限り、本契約に基づく自己の権利・義務を全体であれ部分的であれ譲渡、移転、担保設定、履行委託又はその他の処分に供することはできません。

21.2 GSJは、いかなる場合においても、本契約に基づく自己の権利・義務を全体的又は部分的に譲渡、移転、担保設定、履行委託若しくはその他の処分に供することができます。

22. パートナーシップ又は代理関係の不成立

本契約のいかなる規定も、両当事者間にパートナーシップの関係を成立させること又は一方当事者に他方当事者の代理人として行使する権限を与えることを意図されておらずかつそのような効果を持たず、当事者のいずれも他方当事者の名で若しくは他方当事者の代理人として又はその他の何らかの形で他方当事者に拘束力を及ぼす行為（表明、保証、義務／責任の引受及び権利／権能の行使を含むがこれらに限りません）を行う権原を持ちません。

23. 第三者の権利

本契約は、（本契約の両当事者及び（該当する場合における）それらの承継人と許された譲受人以外の）いかなる者にも権利を付与するものではありません。

24. 通知

24.1 本契約に基づき又は本契約に関連して与えられる一切の通知は、書面をもって作成された上、通知相手方の本店（会社の場合）又は住所地（自然人の場合。お客様の住所地については[ご]に若しくはそれに宛てて直接に手渡されるか、又は郵便等の配達サービスによって与えられるものとします。

24.2 各通知は、以下の時に受け取られたものとみなされます。

(a) 直接渡しの場合は、受領書に署名がなされるか又は通知書が適正な引渡し住所に差し置かれた時。

(b) 郵便等の配達サービスによる場合は、郵便等に付された時、又はその他の配達サービスにおいて受領が記録された時。

24.3 本条の規定は、訴訟又は該当する場合における仲裁その他の紛争解決手続における訴状その他の書類の送達には適用されません。

25. その他

GSJは、SORACOM Air Japan サービスに関する約款を定め（[本約款]）、お客様は本契約の締結により、本約款に同意したものとみなします。本約款の詳細はGSJのホームページのSORACOM Air Japan サービス契約約款をご参照ください。

26. 準拠法

本契約、及び本契約又は本契約の対象事項ないし成立に起因若しくは関連して生じる一切の紛争と主張（非契約的性質の紛争／主張を含みます）は日本の法律に準拠し、それに従って解釈されるものとします。

27. 管轄裁判所

各当事者は、本契約又はその対象事項ないし成立に起因若しくは関連して生じる一切の紛争と主張（非契約的性質の紛争／主張を含みます）が、東京地方裁判所の専属的合意管轄に服することに取消権を留保することなく同意します。

別表1　定義と解釈

1. 解釈

1.1. 本別表に述べる定義と解釈ルールが本契約を通じて適用されます。

[営業日]とは、日本で銀行が休業する土曜日、日曜日及び公共の休日以外の各日を意味します。

[秘密情報]とは、財産性若しくは秘密性のある情報で、そのようなものとして明確に表示されているか又は第10.6項において秘密情報と明記されているものを意味します。

[お客様データ]とは、グリッドシェアサービスの使用のため又はお客様によるグリッドシェアサービスの使用の促進のためにお客様によって又はお客様に代わってGSJによって入力されるデータを意味します。

[関連資料]とは、グリッドシェアサービスの説明とグリッドシェアサービスに関するユーザーへの指示が記載された資料で、GSJのホームページ又はGSJが随時お客様に通知することのあるその他のウェブサイトを通してGSJがオンラインでお客様に提供するものを意味します。

[効力発生日]とは、GSJがお客様に提供した定置用蓄電池の3日間連続での稼働が確認され、稼働したとGSJが認めた日を意味します。

[不可抗力事由]とは、GSJ又はその他の者（伊藤忠商事株式会社等のGSJのグループ会社及びMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等のGSJの下請業者ないし委託先企業を含みます）の合理的支配を超えた作為、不作為、事件又は事故を意味し、ストライキ、ロックアウト、その他の労働争議（GSJ又は伊藤忠商事株式会社等のGSJのグループ会社若しくはMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等のGSJの下請業者ないし委託先企業の労働者に係わるものの否かを問いません）、公益事業、輸送機関若しくは通信ネットワークの機能停止／故障、天災、戦争、暴動、内乱、悪意による加害行為、法律又は政府の命令／規則／規制／指示の遵守、偶発事故、工場／機械の故障、火災、洪水、台風及びサプライヤー／下請業者の債務不履行を含むがこれらに限りません。

[グリッドシェアサービス]とは、申込み に基づき、japan.mygridshare.com又はGSJ又はMoixaが随時お客様に通知することのあるその他のウェブサイトを通して本契約の下にGSJからお客様に提供されるグリッドシェアサービスを意味し、その詳細は関連資料に記載されます。

[ホスティングサービスプロバイダー]とは、Amazon Web Services, Inc（[AWS]）又はAWSに代わってお客様データの保存を行う者として書面でお客様に通知されることのある他のMoixa指定の第三者を意味します。

[ホスティングサービスプロバイダー顧客契約]とは、ホスティングサービスプロバイダーによってMoixaになされるサービスの提供に関してホスティングサービスプロバイダーとMoixaの間に結ばれる契約であって、Amazon Web Services Incがホスティングサービスプロバイダーである場合にはhttp://aws.amazon.com/agreementsに掲載されています。

[当初利用期間]とは、効力発生日の対象月末から起算した120ヶ月間、60ヶ月間又はその他の期間を意味します。

[倒産事由]とは、各当事者について以下の各事由を意味します。

(a) 当該当事者が自己の債務の弁済期における支払を停止するか若しくはそうなる恐れがあるか、債務を弁済期に弁済できないか、自らに債務支払の能力がないことを認めるか、又は支払能力がないと認められること。

(b) 当該当事者が、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続き開始等の倒産手続の申立てをし又は申立て がされた場合

(c) 当該当事者が、差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けた場合

(d) 当該当事者が、手形又は小切手が不渡処分となるなど支払停止状態に陥った場合

(e) 上記（a）から（d）のほか、当該当事者の財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(f) 他方当事者につき、その者の管轄地で、上記（a）から（e）までの何らかの事由と同等若しくは類似の効果を持つ出来事が発生するか又はそのような手続が開始されること

(g) 当該当事者が、自己の事業の全部若しくは相当の部分の運営を停止若しくは終了するか又は停止若しくは終了する恐れが生じること

[知的財産権]とは、特許権、その他発明に対する権利、著作権、著作隣接権若しくは著作権関連の権利、商標権、サービスマーク権、商号若しくはドメイン名についての権利、外観ないしトレードドレスについての権利、営業権、偽装若しくは不公正競争に対して訴訟を提起する権利、意匠権、データベース権、秘密情報（ノウハウ及び営業機密を含む）を使用し又その秘密性の保護を求める権利、及びその他一切の知的財産権を意味し、各場合につき、登録されているか未登録かを問わず、またそれら権利及び世界のどの地におけるかを問わず現在存在し若しくは今後発生することのあるそれら権利と類似又は同等の一切の権利ないし保護を受けられる形式の出願、出願に関する権利、権利の付与を受ける権利、更新、拡張及び優先的地位を主張できる権を含みます。

[月間稼働率]とは、100%から、月間においてグリッドシェアサービスが利用不能状態にある時間の割合を引いて計算される率を意味します。

[通常の営業時間]とは、各営業日の東京時間の午前9時から午後5時までの時間を意味します。

[個人情報]とは、個人情報の保護に関する法律に[個人情報]として定義されている情報で、グリッドシェアサービスの使用のため又はお客様によるグリッドシェアサービスの使用の促進のためにお客様によって又はお客様に代わってGSJによって入力されるものを意味します。

[更新期間]とは、第13.1項に述べる意味を有します。

[本件ソフトウェア]とは、グリッドシェアサービスの提供のために使用されるMoixa所有のソフトウェアを意味します。

[利用料]とは、グリッドシェアサービスに関してお客様がGSJに支払義務を負う利用料で、別表2に記載されるものを意味します。

[利用期間]とは、第13.1項に述べる意味を有します（当初利用期間とその後の各更新期間）。

[利用不能]とは、お客様にとってグリッドシェアサービスの全体が利用可能でない状態を意味します。

[禁止された内容]とは、（a）違法、有害、脅迫的、中傷的、わいせつ、権利侵害的若しくはハラスメント性のもの、人種的ないし倫理的に許容され得ないか又は違法行為を助長する内容、（b）性的に露骨なイメージを表現する内容、（c）違法な暴力行為を助長する内容、（d）人種、性別、肌の色、宗教、性的指向性又は障害に基づく差別的な内容又は（e）その他違法であるか又は人若しくは財産への損害を引き起こす内容を意味します。

[ウィルス]とは、コンピューターのソフトウェア／ハードウェア／ネットワーク、通信のサービス／設備／ネットワーク又はその他のサービスないし装置の機能

GridShare Japan

グリッドシェアサービス申込書

3枚目

返信用

赤枠線内は必須事項となっております。必ずご記入ください。
記入内容に誤り、漏れがある場合はサービスが開始されません。

申込年月日	20　　年　　月　　日

お客さま情報

契約種別	10年プラン		
お支払い方法	分割払い（月額1,320円（税込）の分割払い）		
フリガナ		契約者印	
契約者氏名	様		
電話番号	ー　ー	生年月日	年　月　日
メールアドレス	@ ※メールアドレスを再度ご確認ください。お申込みが完了するとご登録のメールアドレスに登録完了のウェルカムメールが届きます。 ※「gridshare.co.jp」と「moixa.com」、2つのドメインからのメールの受信を有効にしてください。		
住所	〒　ー		
蓄電システム設置先住所	〒　ー ※同一の住所の場合は記入不要。	電気自動車の所有	☑ 有　☑ 無

電力情報・太陽光パネル情報

電力情報・太陽光パネル情報に誤りがある場合、最適制御できない可能性がありますので正しくご記入ください。

電力会社		電力プラン名	
契約電力（A/KVAのいずれか）	A　KVA	※太陽光パネル「無」を選択された方 太陽光パネルの今後の設置予定	☑ 有　☑ 無
太陽光パネルの有無	☑ 有　☑ 無		年　月頃 ／ 未定
太陽光パネルの発電開始日	20　年　月　日 ※「太陽光パネルの発電開始日」から10年1ヶ月後に自家消費を優先する制御を開始いたします。		※太陽光パネルを設置した場合、コールセンターにFIT適応有無及びFIT期間の申告をお願いします。連絡がない場合、FIT適応なしで対応する場合がございます。
固定価格買取制度（FIT）	※はじめから自家消費で使用される方は非適用をお選びください。 ☑ 適用　☑ 非適用 FIT適用とした方で、10kW以上（産業用）、買取期間20年の方 ☑ 適用　☑ 非適用 ※適用をチェックされた方には確認のためコールセンターからお電話がいくことがあります。 買取単価　円／kWh		

お取扱店（本社所在地）
名称
住所
代表者名
電話番号

ご加入前ご確認事項

下記「ご加入前ご確認事項」をお読みになり、☑に✓（チェック）をしてください。1つでもチェックがない場合はお申込みいただけません。

- ☑ 私は裏面の利用規約を読み、グリッドシェアサービスの内容を理解し、利用規約の内容がグリッドシェアジャパン株式会社との間の契約内容となることに合意しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスの申込登録が完了し、蓄電システムの稼働日（3日間連続運転が確認されたとき）から開始されることを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスが「太陽光パネルの発電開始日」から10年1ヶ月後に自家消費を優先する制御を開始することを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスはサービス開始時から2年経過後は途中解約が可能であることを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアジャパン株式会社のホームページに掲載されているSORACOM Air Japanサービスに関する約款が同サービスの内容となることを理解しました。
- ☑ 私はグリッドシェアサービスの無料キャンペーンの適用開始日はサービス開始日となることを理解しました。

お申込みが完了するとご登録のメールアドレスに登録完了のメールが届きます。

〈契約当事者の連絡先〉　グリッドシェアジャパン株式会社 グリッドシェアサービス申込書受付係
〒980-8783 宮城県仙台市青葉区一番町4-1-25 東二番丁スクエアビル6F　TEL：0120-568973

グリッドシェアサービスご利用についての利用規約

表記申込人（[お客様]）とグリッドシェアジャパン株式会社（日本で登記され本店を東京都港区北青山二丁目5番1号に有する会社[GSJ]）は表記の申込内容について以下の利用規約を当事者間のグリッドシェアサービス利用契約の内容とすることを合意します（[本契約]）。

背景

(A) 本契約は、「グリッドシェアクライアントサービス」（[グリッドシェアサービス]）の名の下にお客様の定置用蓄電池を最適化するサービス（法人番号0563109）としてイングランドで登記され150 Aldersgate Street, London, England, EC1A 4ABに本店を有する会社でありMOIXA TECHNOLOGY LIMITED（[Moixa]）が開発したサービス）をGSJからお客様へ提供するために結ばれる契約です。

(B) Moixaは、月間使用回数料金制によりインターネットを通して申込者に提供されるアプリケーションとプラットフォームを開発しました。

(C) Moixaのアプリケーションは、GSJが指定する蓄電システム（[ESS]）に組み込まれたソフトウェアにおいて機能するように設計されています。

(D) GSJは、グリッドシェアサービスを日本で提供するライセンスを保ています。

(E) お客様は、グリッドシェアサービスを自己の個人的かつ非商業的な目的に限って使用することを望んでいます。

(F) GSJは、本契約の規定の下にグリッドシェアサービスをお客様に提供することに同意し、お客様は、本契約の規定の下にその提供を受け料金を支払うことに同意します。

(G) お客様が本契約規定の遵守に同意することを前提として、GSJは、[グリッドシェアサービス]及び[関連資料]（それぞれ末尾の別表1に定義されています）へのアクセス及びその利用をお客様に提供することを意図しています。

(H) GSJ及びその グループ会社、下請業者、委託先企業はそれぞれ、お客様によるグリッドシェアサービスの使用を通して取得されたー切の個人データをGSJのプライバシーポリシーに従って処理します。

(I) お客様には、本契約の違反についてのGSJの責任を制限する本契約第12条の規定に留意して頂くことが必要です。

1. 定義と解釈

別表1に記載される定義と解釈ルールは、本契約を通じて適用されます。

2. 申込によるサービス

2.1 お客様が[利用料]を期限に全額支払うことを条件に、GSJは、本契約の規定に従い、[利用期間]中、お客様にグリッドシェアサービスと関連資料を提供します。

2.2 本条に定める制限及び本契約のその他の規定を前提に、GSJは、お客様に対して、利用期間中、お客様の個人的かつ非商業的な目的に限りグリッドシェアサービスと関連資料にアクセセし、かつ利用する非独占的かつ譲渡不可の権利（サブライセンス付与の権利も含まれません）を付与します。

2.3 グリッドシェアサービスの提供のために使用する「本作ソフトウェア」は、[ホスティングサービスプロバイダー顧客契約]に従い[ホスティングサービスプロバイダー]によって管理されるサーバーに置かれています。お客様は、本作ソフトウェアにアクセスし利用することができますが、本作ソフトウェアのオブジェクトコードやソースコードのコピーを受け取る権利は得ることができません。

3. サービスの利用

3.1 お客様は、自己による本件サービスへのアクセスと利用に関して、以下のことを約束します。

(a) グリッドシェアサービスと関連資料の利用のためのパスワードを少なくとも90日間に1回は変更し、そのような パスワードの秘密性を保持することで、お客様自身によるそれらの利用のための安全なパスワードを保持すること

(b) お客様によるグリッドシェアサービスの利用の過程で、いかなる[ウイルス]若しくは別表1に定める[禁止された内容]の配布、移転、アクセス又は保存も行わないこと。GSJは、お客様に対し一切の責任を負担することなく、本GSJがお客様に対して保有するその他のいかなる権利も害されることなく、お客様による[禁止された内容]へのアクセスを不能とする権利を持つものとします。

3.2 お客様は以下の行為を行ってはなりません。

(a) 法令によって許可されており、当事者間の合意によって排除し得ない場合及び本契約において明示的に許されている場合を除いて、グリッドシェアサービス、関連資料及び本作ソフトウェアの複製、変更、翻案、改ざん、修正、リバースエンジニアリング、デコンパイル、ディアセンブル又はコンフィギュレーションを行うこと 。

(b) グリッドシェアサービス及び／又は関連資料と競合する製品若しくはサービスを生み出すためにグリッドシェアサービスと関連資料の全体若しくは一部へのアクセセを行うこと。

(c) 第三者にグリッドシェアサービス又はその類似サービスを提供するために、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料を使用すること（別途の契約に基づく場合は除きます）。

(d) 第21.1項の規定の適用を前提に、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料のライセンス付与、売却、賃貸、譲渡、配布、展示、開示、その他の商業的利用を行い又はその他の形でそれらを第三者に利用させること（別途の契約に基づく場合を除きます）。

(e) 本契約に定める態様でグリッドシェアサービスを利用するのに合理的に必要な程度を超えて関連資料を複製すること。

(f) 本条の下に許される態様以外で、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料に自らアクセスしようとは他者をしてアクセスさせるよう試みること。

(g) 本契約又は適用法令の違反を構成するような方法でグリッドシェアサービスを利用すること。

3.3 お客様は、グリッドシェアサービス及び／又は関連資料への権限なき者によるアクセスないし利用を防止し、そのような事態が生じた場合は、速やかにGSJに通知するものとします。

4. グリッドシェアサービス利用可能性

4.1 GSJは、利用期間中のいずれの月においても、グリッドシェアサービスを[月間稼働率]99.5%以上のレベルで利用可能な状態に維持するよう商業的に適切な努力を行います。月間稼働率の測定においては、以下の事由の結果として の非稼動時間は除きます。

(a) 下記により生じた本契約対象のグリッドシェアサービス又はその他のグリッドシェアサービスの利用ができない事態、停止又は終了:

(i) ホスティングサービスプロバイダーによるグリッドシェアサービスの一時停止 、

(ii) GSJの合理的な支配を超える事由（不可抗力及びグリッドシェアサービスの分界点を超えたインターネットアクセスその他に係わる問題を含みます）、

(iii) お客様又は第三者の作為ないし不作為、

(iv) お客様の設備、ソフトウェア、その他の技術及び／又は第三者の設備、ソフトウェア、その他の技術（GSJの直接の管理下にある第三者の設備は除きます）における問題

(v) [利用不能] に当たらない場合、

(vi) ホスティングサービスプロバイダーによるメンテナンス活動 、

(vii) ホスティングサービスプロバイダーにより引き起こされたグリッドシェアサービスへのアクセスの終了。

(b) GSJがその単独の裁量により定めたメンテナンス時間枠内でなされる計画的メンテナンス活動。

(c) 通常の営業時間外になされる予定外のメンテナンス活動（GSJがかかる活動を行うに際して、少なくとも通常の営業時間中で6時間前の事前通知をお客様に与えるよう適切な努力を行うことを条件とします）。

4.2 GSJは随時、グリッドシェアサービスの補正、パッチ版、最新化、メンテナンスリリース若しくはその他の修正（併せて[サービスアップデート]といいます）を行うことができます。サービスアップデートは、個別に別段の通知をお客様に対して行うことなくGSJにあってなされ、お客様はそのようなサービスアップデートの実行について同意します。

5. お客様データ

5.1 お客様は全てのお客様データについての権利と権原の一切を保有し、それらの合法性、信頼性、完全性、正確性及び質についての一切の責任を負います。

5.2 GSJは、GSJのホームページ（www.gridshare.co.jp）又は随時お客様に通知されるこのあるその他のウェブサイトアドレスに記載されるプライバシーポリシー（[プライバシーポリシー]）の定めに従い、お客様データのアーカイブ化する手続を行います。プライバシーポリシーは、GSJが随時その単独の裁量により修正することができます。

5.3 お客様データの喪失ないし損傷が生じた場合、お客様にとっての唯一の救済手段は、GSJがプライバシーポリシーに記載されるアーカイブ化手続に従ってGSJが保存している当該お客様データの最新のバックアップから喪失／損傷したお客様データの回復を図るよう適切な商業的努力を行うことに限られます。GSJは、ホスティングサービスプロバイダー以外の第三者によって引き起こされたお客様データのいかなる喪失、損傷、改ざん若しくは開示についても責任を負いません。

5.4 GSJは、グリッドシェアサービスを提供するにおいて、GSJのホームページ又は随時お客様に通知されるこのあるその他のウェブサイトアドレスに記載されるお客様のプライバシー と安全に関するGSJのプライバシーポリシーの定めに従います。プライバシーポリシーは、GSJが随時その単独の裁量により修正することができます。

5.5 GSJは、個人情報を以下の目的に使用します（伊藤忠商事株式会社等のグループ会社及びMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等の下請業者ないし委託先企業による使用を含みます）:

(a) お客様にグリッドシェアサービスを提供すること（個人情報の保管のために ホスティングサービスプロバイダー顧客契約に従ってホスティングサービスプロバイダーを使用することを含みます）、

(b) GSJの製品／サービスの改善のために、プライバシーポリシーに従って個人情報の分析を行うこと、

(c) GSJによるグリッドシェアサービスの更なる開発のためのグリッドシェアサービスの性能監視の目的で情報と統計資料の集約を行うこと。

5.6 本契約上の義務を履行するにあたりGSJがお客様のために個人情報を処理する場合（伊藤忠商事株式会社等のグループ会社又はMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等の下請業者ないし委託先企業に対する処理の場合を含みます）、

(a) お客様は、個人情報がグリッドシェアサービスの提供や本契約に基づくGSJのその他の義務の履行のために、お客様の所在国の内外にそれら個人情報が移転若しくは保存されることを承認・同意し、

(b) GSJは、本契約及びプライバシーポリシーに従ってのみ、それら個人情報を処理しまた

(c) GSJは、それら個人情報の無権限若しくは違法な処理又は偶発的な喪失、破壊若しくは損傷を防ぐための適切な技術的／組織的な手段を講じます。

5.7 お客様は、GSJが、本契約上の義務を履行するためにいかなる形においてであれ、個人情報を伊藤忠商事株式会社等のグループ会社及びMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等の下請業者ないし委託先企業に提供することができることを承認します。

5.8 お客様は、GSJが、お客様が興味を持つ可能性のある他社サービスのお客様に対する宣伝広告に供するために、個人情報を当該他社に提供することができることを承認します。

6. GSJによる保証

6.1 GSJは、グリッドシェアサービスが関連資料に記載されるとおりに実質的に機能することを保証します（[グリッドシェアサービス保証]）。

6.2 GSJは、非適合が以下のいずれかの事由で生じたものである限り、グリッドシェアサービス保証に違反したものとはみなされません。

(a) GSJの指示又は関連資料に違反したグリッドシェアサービスの利用 。

(b) GSJ又はGSJから適正に授権された請負業者若しくはエージェント以外の者によるグリッドシェアサービスの修正ないし変更。

(c) お客様による本契約の違反 。

6.3 グリッドシェアサービス保証の違反が生じた場合、当該違反についてお客様に認められる唯一かつ排他的な救済手段として、GSJは、その費用負担により、以下の措置を行うことができます。

(a) 当該違反を速やかに是正するためにあらゆる適切な商業的努力を行うこと。

(b) 本来の機能を実現するための代替的な手段をお客様に提供すること。

(c) GSJが上記（a）、（b）に記載した手段が商業的に適切でないと判断する場合、本契約を解約して、前払いされ未充当の利用料をお客様に返金すること。

6.4 上記に拘わらず、GSJは、

(a) お客様によるグリッドシェアサービスの利用は中断や過誤がないこと及びグリッドシェアサービス、関連資料及び／又はグリッドシェアサービスを通してお客様が得る情報がお客様の要求を充足することを保証せず、

(b) 通信のネットワーク／設備（インターネットを含むがこれに限りません）を通したデータ通信の遅れ、非到達又はかかるデータ通信に起因する喪失その他の損害について責任を負わず、お客様は、グリッドシェアサービスと関連資料にそれら通信施設の利用目体に関する制限、遅れその他問題が伴い得ることを承認します。

6.5 本契約は、GSJが第三者との間で本契約と類似した契約を結び又は本契約の下に提供されるものと類似した資料、製品及び／又はサービスを独自に開発、利用、販売又はライセンス付与することを妨げません。

7. お客様の義務

7.1 お客様は以下の義務を負います。:

(a) GSJに、本契約との関係で必要な一切の協力及びグリッドシェアサービスを提供するためにGSJが要求することのある情報（お客様データ、安全アクセス情報又び設定情報を含むがこれらに限りません）への必要な一切のアクセスを提供すること、

(b) 本契約に基づくお客様の活動に関して適用の一切の法令を遵守すること、

(c) 本契約に述べるお客様のその他の責任を適時かつ実効的な態様で履行すること、

(d) グリッドシェアサービス及び関連資料を本契約の規定に従って利用すること、

(e) 自己のネットワークとシステムのGSJが随時提供する関連仕様書（あれば）との適合性を確保すること、

(f) 自己のネットワーク接続及び自己のシステムとMoixa のデータセンターとの遠隔通信リンクの確保・維持、並びに自己のネットワーク接続若しくは上記の遠隔通信リンクに起因ないし関係するか又はインターネットによって引き起こされた全ての問題、状況、遅れ、非到達、その他の喪失／損害に関して単独で責任を負うこと。

7.2 お客様は、本契約に基づく自己の義務の履行及びグリッドシェアサービスへのアクセスとその利用のために必要な全てのライセンス、同意及び許可を保有・維持するものとします。

8. 料金と支払

8.1 お客様は、この第8条及び別表2の規定に従ってGSJに利用料を支払う義務を負います。

8.2 お客様は、お客様がその名で保有する銀行口座又はクレジットカードの情報を文書でGSJに提供し、本契約に基づくお客様の一切の支払義務が自動引落しで決済されることに同意します。GSJはお客様に、効力発生日の対象月末から各月の末日までに、翌々月分の利用料を請求いたします。お客様は本請求につき上記銀行口座若しくはクレジットカードの自動決済の形で支払うものとします。

8.3 決済日に支払を受けられない場合、GSJは、自己に認められる他の権利・救済手段を害されることなく、かつお客様に対する責任を負うことなく、グリッドシェアサービスの提供を停止し、お客様のパスワード、アカウント及びグリッドシェアサービスの全体若しくは一部へのアクセスを当該決済日後2ヶ月間（[サービス停止期間]）から無効／不能化することができます。更にかかるサービス停止期間内に未払いの利金が全額支払われない場合は、GSJは本契約を解約することができます。

8.4 本契約に定められ又は言及される全ての金額と料金は、

(a) 別段の合意がない限り日本円で支払われ、

(b) 第12.3項（d）の規定に従うことを条件に、取消不能で返金されず、かつ

(c) 消費税額を含まないものとします（同税は適用税率に従って賦課されます）。

8.5 別段の合意がない限り、GSJは、第8.1項の規定に従って支払われるべき利用料を、お客様に90日前の通知を与えることによって各[更新期間]の当初から増額することができ、その場合、別表2は増額に応じて変更されたものとみなされます。

9. 財産の権利

9.1 お客様は、グリッドシェアサービスと関連資料について全ての[知的財産権]はGSJ及び／又はそのライセンサーが保有することを承認し同意します。本契約に明示的に定められている範囲を除いて、本契約は、お客様に対して、グリッドシェアサービス若しくは関連資料についての権利も、またそれらに関連して、いかなる知的財産権その他の権利／ライセンスも付与するものではありません。

10. 守秘義務

10.1 各当事者は、本契約に基づく自己の義務の履行のために他方当事者から[秘密情報]へのアクセスを認められることがあります。なお、以下の情報は秘密情報とはみなされません。

(a) 開示時点で既に公知であるか又は開示後に受領当事者の作為／不作為によらずに公知となった情報。

(b) 開示を受ける前に受領当事者が既に適法に保有していた情報。

(c) 開示制限を受けることなく、受領当事者が第三者から適法に開示を受けた情報。

(d) 受領当事者が独自に開発した情報で、かかる独自開発が書面による証拠により証明できる情報。

10.2 第10.4項の規定の適用を条件に、各当事者は、他方当事者の秘密情報を守秘し、それらを第三者に提供し又は本契約の履行以外の目的に利用してはなりません。

10.3 各当事者は、自己がアクセスを有する他方当事者の秘密情報が本契約の規定に違反し、自己の従業員若しくはエージェントによって開示又は配布されないように適切な一切の措置を講じるものとします。

10.4 各当事者は、他方当事者の秘密情報を、法令によって又は政府その他の権制当局、裁判所若しくその他の所轄機関によって開示要求がされる範囲で開示することができます。但し、そのような場合、開示する当事者は、法令によって許される限りで、他方当事者に開示の通知を与えるものとし、かつ当該開示通知が禁止されず本第10.4項に従って与えられる場合、開示当事者は開示内容に関する他方当事者の合理的な要求を考慮するものとします。

10.5 いずれの当事者も第三者によって引き起こされた秘密情報の喪失、破損、改ざん若しくは開示につき責任を負いません。

10.6 お客様は、グリッドシェアサービスの評価及びグリッドシェアサービスの性能試験の結果がGSJの秘密情報を構成することを承認します。

10.7 各当事者は、他方当事者の事前の書面による同意がない限り（かかる同意は不合理に拒否又は遅延してはなりません。）、本契約に関する公表を行わずまた他者をして行わせまいます。但し、法令、政府その他の規制当局（関係の証券取引所を含みます）、裁判所又はその他所轄機関によって要求される場合はこの限りでありません。

11. 補償

11.1 お客様は、お客様によるグリッドシェアサービス及び／又は関連資料の利用に起因若しくは関連して生じた請求、訴訟、損失、損害、費用及び経費（裁判費用及び合理的範囲の弁護士費用を含みます）につきGSJ及びそのグループ会社、下請業者、委託先企業を訴訟、補償し損害を被らせないものとします。但し、以下のことを条件とします。

(a) お客様がそのような請求等について速やかに通知されること。

(b) GSJが、お客様の費用負担によるそのような請求等の防御と解決においてお客様への協力を行うこと。

(c) そのような請求等の防御と解決の権限はお客様だけが持つこと。

11.2 GSJは、グリッドシェアサービス又は関連資料が[発効日]現在において有効な限りの特許、又は著作権、商標権、データベース権若しくは秘密情報についての権利を侵害するとの主張（[侵害主張]）に対してお客様を防御し、侵害主張について判決その他の解決において お客様に責任が認められた一切の金額につきお客様を補償します。但し、以下のことを条件とします。

(a) GSJがそのような侵害主張について速やかに通知されること。

(b) お客様が、GSJの費用負担によるそのような侵害主張の防御と解決においてGSJに適切な協力を行うこと。

(c) そのような侵害主張の防御と解決の権限はGSJだけが持つこと。

11.3 侵害主張の防御と解決の態様として、GSJは、お客様にグリッドシェアサービスの使用の継続を許し、グリッドシェアサービスが侵害性を持たなくなるように修正し若しくは代替サービスを提供し、又はそれらの救済手段が合理的に実現できない場合は、お客様に対して損害賠償、追加費用の支払等いかなる追加的な義務若しくは責任も負うことなくお客様に2営業日前の通知を与えて本契約を解約することができます。

11.4 GSJ及びその従業員、エージェント、下請業者はいずれも、いかなる場合であれ、侵害主張の内容である侵害が以下のいずれの事由に基づく限りでお客様に対して責任を負いません。

(a) GSJとそのグループ会社、下請業者及び委託先企業以外の者によるグリッドシェアサービス若しくは関連資料の変更。

(b) お客様が、Moixaからお客様に与えられた指示に反した態様でグリッドシェアサービス若しくは関連資料を使用したこと。

(c) GSJ又は所轄当局から侵害事実又はその主張についての通知を受けた後のお客様によるグリッドシェアサービス若しくは関連資料の使用。

11.5 侵害主張に係るお客様の唯一かつ排他的な権利ないし救済手段はGSJ（その従業員、エージェント及び下請業者を含む）が負担するすべての義務ないし責任は、前4項の内容に限られるものとします。

12. 責任の制限

12.1 本契約に別段の旨が明示的に規定されていない限り、以下の通りとします。

(a) お客様は、自己によるグリッドシェアサービスと関連資料の使用による結果及びそのような使用から引き出された結論に関して一切の責任を負います。

(b) GSJは、グリッドシェアサービスとの関係でお客様からGSJに与えられる情報、指示若しくは助言に対する過誤ないし脱漏、又はお客様の指示に基づきGSJによってなされた活動によって引き起こされた損害につき責任を負いません。

(c) 本契約においては、適用法によって許容される限り、法令から帰結される保証、表明、要求その他の全ての条件は適用されません。

(d) グリッドシェアサービス及び関連資料は、現状でお客様に提供されます。

(e) GSJは、エネルギー節約に関するものを含め、ESSはそれに組み込まれたソフトウェアの性能に関するいかなる保証も行いません。

12.2 本契約のいかなる規定も、下記に関するものを含め、法令に反することとなるGSJの責任を免除するものではありません。

(a) GSJの過失による人の死亡／負傷。

(b) 詐欺行為及び欺瞞的な虚偽表明 。

12.3 第12.1項及び第12.2項の規定に服することを前提に、以下の通りとします。

(a) GSJは、GSJによって引き起こされた損失／損害の内、予測可能であったものについてのみお客様に責任を負います。GSJが本契約の規定に違反した場合、GSJは、かかる自己の本契約違反はGSJが適切な注意力若しくは技術を用いなかったことの予測可能な結果としてのお客様の損失／損害に責任を負います。しかし、そのような予測可能性を超える範囲の損失／損害については責任を負いません。発生した損失／損害は、起こるであろうことが明白であるか又は本契約締結時点でGSJとお客様がその発生可能性を知っていた場合は、予測可能と認められます。

(b) GSJは、ウェブアプリケーションを通したものを含め、ESSとそれに組み込まれた関連ソフトウェアとの通信により生じるいかなる費用と損務（ネットワーク料を含みます）にも責任を負いません。

(c) GSJは、事業上の損失について責任を負いません。グリッドシェアサービスは家庭における個人的利用のためのものです。お客様がグリッドシェアサービスを商業上ないし事業上の目的又は再販を目的として使用される場合、GSJは、そこでの逸失利益、事業上の損失、事業に対する支障又は事業機会の喪失について お客様に責任を負いません。

(d) 本契約の履行又は履行計画との関係でGSJが負う契約責任、不法行為責任（過失若しくは法令上の義務違反によるものを含みます）、虚偽の表明をしたことによる責任、補償責任その他の責任の総額は、それらについての請求権が生じた日の直前12ヶ月間にGSJに支払われた利用料の総額を限度とします。

13. 有効期間と解約

13.1 本契約は、本第13条の定めに従い早期に解約される場合を除いて、その効力発生日に効力を生じ、当初利用期間中効力を存続し、その後は、以下のいずれかの事由が生じない限り、各12ヶ月の有効期間をもって更新されます（かかる各12ヶ月を、以下[更新期間]といいます）。

(a) 当事者のいずれかが、当初利用期間又はいずれかの更新期間の満了の90日前から60日前までに、書面で他方当事者に契約終了の意思を通知すること。この場合、本契約は当初利用期間又は当該更新期間の満了時に終了します。

(b) その他、本契約の規定により終了すること

当初利用期間と各更新期間は併せて[利用期間]といいます。

13.2 各当事者は、以下のいずれかの事由が生じた場合、自己の有する他の権利・救済手段を何ら害されることなく、他方当事者に書面通知を与えて直ちに本契約を解約することができます。

(a) 他方当事者が本契約の下に支払義務を負う何らかの金額を所定の決済期に支払わず、書面による支払請求を受けてから30日以内に不履行を解消しないこと。但し、第8.3項に規定する場合は除きます。

(b) 他方当事者が本契約のその他の重大な違反を犯し、当該違反が是正不能であるか又は（是正可能な場合に）相手方から書面による是正要求を受けてから30日以内に当該違反を是正しないこと

(c) 他方当事者が本契約の何らかの規定の違反を繰り返し、それにより当該当事者は本契約を履行する意思若しくは能力を欠くと合理的に判断されること

(d) 他方当事者に倒産事由が発生すること

13.3 本契約の有効期間中においても、お客様は、効力発生日の対象月末より24か月経過後に限り、GSJに通知を与えることで、本契約を解約することができます。

13.4 以下のいずれかの理由によりGSJが日本でグリッドシェアサービスを提供することが困難になったと合理的に判断する場合、GSJは、お客様に30日前の書面通知を与えて本契約を解約することができます（かかる30日の期間を以下、本条において[事前通知期間]といいます）。

(a) Moixaが日本向けのグリッドシェアサービスを終了するか中止すること。

(b) 日本でグリッドシェアサービスを提供するライセンスをMoixaがGSJに付与する契約が終了すること。

(c) Moixaが、伊藤忠商事株式会社に対して、グリッドシェアサービスの最新化もしくアップグレードの継続的な努力又はグリッドシェアサービスに関するサポート／メンテナンス活動を終了する意思又はその他グリッドシェアサービスの性能の著しい劣化若しくはその機能性の重大な低下の結果を生じさせるようなグリッドシェアサービスの変更を行う意思を通知すること。

(d) GSJが経済的な理由を含む一切の理由によりグリッドシェアサービスの提供事業の継続は困難であると判断したこと

13.5 第13.4項の規定に基づき本契約が解約された場合、GSJは、事前通知期間中、日本でのグリッドシェアサービスの継続的な利用をサポートする技術能力を持つ第三者を見つけるよう最善の努力を行うものとします。

13.6 （第8.3項の規定に基づく解約の場合を含め）本契約が何らかの理由により解約された場合、以下の通りとします。

(a) 本契約の下に付与された全てのライセンスは直ちに終了し、お客様はグリッドシェアサービス及び／又は関連資料へのアクセス・使用を直ちに止めるものとします。

(b) 各当事者は、他方当事者に属する一切の設備、財産、関連資料その他の品目（それらの一切の複製・複写を含みます）の使用を止め、他方当事者に返還するものとします。

(c) GSJはお客様データを30日間保有し、お客様はその間、それらデータのコピーを要求することができるものとします。

(d) 性質上本契約の終了後も効力を存続することが意図されていると認められる本契約の規定はすべて、本契約の終了後も効力を持続するものとします。かかる規定には以下のものが含まれます-第1条、第8.2項、第8.4項、第10条、第11条、第12条、第13.5条、第13.6条、第25条、第26条及び別表1

14. 不可抗力

GSJは、不可抗力事由により本契約に基づく自らの義務の履行が妨げられ若しくは遅延させられ、又は事業遂行を妨げられるに至った場合には、お客様に対して本契約に基づく責任を負いません。但し、GSJはお客様に対してかかる不可抗力事由及び（判明する限りにおいて）その予想される不可抗力が続く期間をお客様に通知します。

15. 規定の抵触

本契約の本文規定と別表の規定に矛盾抵触がある場合、本文規定が優先されるものとします。

16. 修正

GSJは、その判断により、本契約の内容を修正、変更、追加することができるものとします。この場合、GSJはお客様に対し、修正等の内容を速やかに通知いたします。なお、GSJが本契約の重要な契約条件の修正、変更、追加であると判断する事項については、両当事者の間で書面により合意するものとします。

17. 放棄

当事者のいずれかが本契約又は適用法令により認められる自己の権利／救済手段の何らかを行使しないか又は行使を遅延することがあっても、そのことは当該権利／救済手段又は他のいかなる権利／救済手段の放棄も構成せず、また、当該当事者は以後、当該権利／救済手段又びその他の権利／救済手段のいずれを行使することも阻止若しくは制限されません。上記権利／救済手段の何らかが一回若しくは部分的に行使された場合、そのことはその後に当該権利／救済手段ないし残余部分又はその他の権利／救済手段の行使を妨げるものではありません。

18. 権利／救済手段

本契約に別段の旨が明示的に規定されていない限り、本契約に基づく権利と救済手段は、法令によりそれられる権利と救済手段を排除するものでなく、それらに付加されるものです。

19. 分離性

19.1 本契約の何らかの条項（又は条項の一部）が裁判所若しくは所轄行政機関により無効、強制不能若しくは違法と判定された場合でも、本契約の残余の規定の効力はそれによって影響されません。

19.2 無効、強制不能若しくは違法と判定された何らかの規定が、もしその何らかの部分が除去されるなら有効、強制可能若しくは適法となる場合、当該規定は、その規定における両当事者の商業的意図を実現するのに必要な修正を加えられて適用されるものとします。

20. 完全合意

20.1 本契約はその対象事項に関する両当事者間の完全合意を構成するものであり、本契約の対象事項に関して過去に両当事者間でなされた全ての合意、約束、保証、表明及び了解は口頭によるものも書面によるものを問わず、すべて本契約によって置き換えられ効力を失います。

20.2 各当事者は、本契約の締結において、自らが、本契約に含まれていないいかなる合意、表明若しくは保証（過誤によってなされたものか否かを問わない）にも依拠しておらず、それらに係わるいかなる救済手段も持たないことを、認めます。

20.3 各当事者は、本契約の内容に過失の有無を問わず不実表示があったとしても何らクレームを述べないことに同意します。

20.4 本条の規定は、一方当事者が他方当事者に対し詐欺を働いた場合による責任ないし法的効果を制限ないし否定するものではありません。

21. 譲渡

21.1 お客様は、GSJの事前の書面による同意を得ない限り、本契約に基づく自己の権利・義務を全体であれ部分的であれ譲渡、移転、担保設定、履行委託又はその他の処分に供することはできません。

21.2 GSJは、いかなる場合においても、本契約に基づく自己の権利・義務を全体的又は部分的に譲渡、移転、担保設定、履行委託若しくはその他の処分に供することができます。

22. パートナーシップ又は代理関係の不成立

本契約のいかなる規定も、両当事者間にパートナーシップの関係を成立させること又は一方当事者に他方当事者の代理人として行使する権限を与えることを意図されておらずかつそのような効果を持たず、当事者のいずれも他方当事者の名で若しくは他方当事者の代理人として又はその他の何らかの形で他方当事者に拘束力を及ぼす行為（表明、保証、義務／責任の引受及び権利／権能の行使を含むがこれらに限りません）を行う権原を持ちません。

23. 第三者の権利

本契約は、（本契約の両当事者及び（該当する場合における）それらの承継人と許された譲受人以外の）いかなる者にも権利を付与するものではありません。

24. 通知

24.1 本契約に基づき又は本契約に関連して与えられる一切の通知は、書面をもって作成された上、通知相手方の本店（会社の場合）又は住所地（自然人の場合。お客様の住所地については[ご]に若しくはそれに宛てて直接に手渡されるか、又は郵便等の配達サービスによって与えられるものとします。

24.2 各通知は、以下の時に受け取られたものとみなされます。

(a) 直接渡しの場合は、受領書に署名がなされるか又は通知書が適正な引渡し住所に差し置かれた時。

(b) 郵便等の配達サービスによる場合は、郵便等に付された時、又はその他の配達サービスにおいて受領が記録された時。

24.3 本条の規定は、訴訟又は該当する場合における仲裁その他の紛争解決手続における訴状その他の書類の送達には適用されません。

25. その他

GSJは、SORACOM Air Japan サービスに関する約款を定め（[本約款]）、お客様は本契約の締結により、本約款に同意したものとみなします。本約款の詳細はGSJのホームページのSORACOM Air Japan サービス契約約款をご参照ください。

26. 準拠法

本契約、及び本契約又は本契約の対象事項ないし成立に起因若しくは関連して生じる一切の紛争と主張（非契約的性質の紛争／主張を含みます）は日本の法律に準拠し、それに従って解釈されるものとします。

27. 管轄裁判所

各当事者は、本契約又はその対象事項ないし成立に起因若しくは関連して生じる一切の紛争と主張（非契約的性質の紛争／主張を含みます）が、東京地方裁判所の専属的合意管轄に服することに取消権を留保することなく同意します。

別表1　定義と解釈

1. 解釈

1.1. 本別表に述べる定義と解釈ルールが本契約を通じて適用されます。

[営業日]とは、日本で銀行が休業する土曜日、日曜日及び公共の休日以外の各日を意味します。

[秘密情報]とは、財産性若しくは秘密性のある情報で、そのようなものとして明確に表示されているか又は第10.6項において秘密情報と明記されているものを意味します。

[お客様データ]とは、グリッドシェアサービスの使用のため又はお客様によるグリッドシェアサービスの使用の促進のためにお客様によって又はお客様に代わってGSJによって入力されるデータを意味します。

[関連資料]とは、グリッドシェアサービスの説明とグリッドシェアサービスに関するユーザーへの指示が記載された資料で、GSJのホームページ又はGSJが随時お客様に通知することのあるその他のウェブサイトを通してGSJがオンラインでお客様に提供するものを意味します。

[効力発生日]とは、GSJがお客様に提供した定置用蓄電池の3日間連続での稼働が確認され、稼働したとGSJが認めた日を意味します。

[不可抗力事由]とは、GSJ又はその他の者（伊藤忠商事株式会社等のGSJのグループ会社及びMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等のGSJの下請業者ないし委託先企業を含みます）の合理的支配を超えた作為、不作為、事件又は事故を意味し、ストライキ、ロックアウト、その他の労働争議（GSJ又は伊藤忠商事株式会社等のGSJのグループ会社若しくはMoixaや株式会社NFプロサムテクノロジーズ等のGSJの下請業者ないし委託先企業の労働者に係わるものの否かを問いません）、公益事業、輸送機関若しくは通信ネットワークの機能停止／故障、天災、戦争、暴動、内乱、悪意による加害行為、法律又は政府の命令／規則／規制／指示の遵守、偶発事故、工場／機械の故障、火災、洪水、台風及びサプライヤー／下請業者の債務不履行を含むがこれらに限りません。

[グリッドシェアサービス]とは、申込み に基づき、japan.mygridshare.com又はGSJ又はMoixaが随時お客様に通知することのあるその他のウェブサイトを通して本契約の下にGSJからお客様に提供されるグリッドシェアサービスを意味し、その詳細は関連資料に記載されます。

[ホスティングサービスプロバイダー]とは、Amazon Web Services, Inc（[AWS]）又はAWSに代わってお客様データの保存を行う者として書面でお客様に通知されることのある他のMoixa指定の第三者を意味します。

[ホスティングサービスプロバイダー顧客契約]とは、ホスティングサービスプロバイダーによってMoixaになされるサービスの提供に関してホスティングサービスプロバイダーとMoixaの間に結ばれる契約であって、Amazon Web Services Incがホスティングサービスプロバイダーである場合にはhttp://aws.amazon.com/agreementsに掲載されています。

[当初利用期間]とは、効力発生日の対象月末から起算した120ヶ月間、60ヶ月間又はその他の期間を意味します。

[倒産事由]とは、各当事者について以下の各事由を意味します。

(a) 当該当事者が自己の債務の弁済期における支払を停止するか若しくはそうなる恐れがあるか、債務を弁済期に弁済できないか、自らに債務支払の能力がないことを認めるか、又は支払能力がないと認められること。

(b) 当該当事者が、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続き開始等の倒産手続の申立てをし又は申立て がされた場合

(c) 当該当事者が、差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けた場合

(d) 当該当事者が、手形又は小切手が不渡処分となるなど支払停止状態に陥った場合

(e) 上記（a）から（d）のほか、当該当事者の財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(f) 他方当事者につき、その者の管轄地で、上記（a）から（e）までの何らかの事由と同等若しくは類似の効果を持つ出来事が発生するか又はそのような手続が開始されること

(g) 当該当事者が、自己の事業の全部若しくは相当の部分の運営を停止若しくは終了するか又は停止若しくは終了する恐れが生じること

[知的財産権]とは、特許権、その他発明に対する権利、著作権、著作隣接権若しくは著作権関連の権利、商標権、サービスマーク権、商号若しくはドメイン名についての権利、外観ないしトレードドレスについての権利、営業権、偽装若しくは不公正競争に対して訴訟を提起する権利、意匠権、データベース権、秘密情報（ノウハウ及び営業機密を含む）を使用し又その秘密性の保護を求める権利、及びその他一切の知的財産権を意味し、各場合につき、登録されているか未登録かを問わず、またそれら権利及び世界のどの地におけるかを問わず現在存在し若しくは今後発生することのあるそれら権利と類似又は同等の一切の権利ないし保護を受けられる形式の出願、出願に関する権利、権利の付与を受ける権利、更新、拡張及び優先的地位を主張できる権を含みます。

[月間稼働率]とは、100%から、月間においてグリッドシェアサービスが利用不能状態にある時間の割合を引いて計算される率を意味します。

[通常の営業時間]とは、各営業日の東京時間の午前9時から午後5時までの時間を意味します。

[個人情報]とは、個人情報の保護に関する法律に[個人情報]として定義されている情報で、グリッドシェアサービスの使用のため又はお客様によるグリッドシェアサービスの使用の促進のためにお客様によって又はお客様に代わってGSJによって入力されるものを意味します。

[更新期間]とは、第13.1項に述べる意味を有します。

[本件ソフトウェア]とは、グリッドシェアサービスの提供のために使用されるMoixa所有のソフトウェアを意味します。

[利用料]とは、グリッドシェアサービスに関してお客様がGSJに支払義務を負う利用料で、別表2に記載されるものを意味します。

[利用期間]とは、第13.1項に述べる意味を有します（当初利用期間とその後の各更新期間）。

[利用不能]とは、お客様にとってグリッドシェアサービスの全体が利用可能でない状態を意味します。

[禁止された内容]とは、（a）違法、有害、脅迫的、中傷的、わいせつ、権利侵害的若しくはハラスメント性のもの、人種的ないし倫理的に許容され得ないか又は違法行為を助長する内容、（b）性的に露骨なイメージを表現する内容、（c）違法な暴力行為を助長する内容、（d）人種、性別、肌の色、宗教、性的指向性又は障害に基づく差別的な内容又は（e）その他違法であるか又は人若しくは財産への損害を引き起こす内容を意味します。

[ウィルス]とは、コンピューターのソフトウェア／ハードウェア／ネットワーク、通信のサービス／設備／ネットワーク又はその他のサービスないし装置の機能

GridShare Japan

クレジットカード支払申込書

申込年月日	20	年	月	日

会社用

お客さま情報				
フリガナ				
カード会員名	様			
日中の連絡先 電話番号	ー　ー	生年月日	年　月　日	
メールアドレス	@			
住所	〒　ー			

※デビットカードやプリペイド式のカードはご登録いただけません。

クレジットカード					
カード有効期限	月	／	年（西暦）	20	
カード番号	▼16桁より少ない桁数の場合は、白ワク内左詰めでご記入ください。				
ー　ー　ー					

〈取扱いクレジットカード〉
以下のマークのあるクレジットカードがご利用いただけます。

VISA　mastercard　JCB　AMERICAN EXPRESS　Diners Club INTERNATIONAL

クレジットカード支払いの留意事項

- 当社では請求書および領収証は発行いたしませんので、クレジットカード会社から届く明細書をご覧ください。
- クレジット会社の規定により、クレジットカード支払い以外のお支払方法で、お支払いいただく場合がございます。
- クレジットカード番号や有効期限等が変更された場合は、新規申込みと同様の手続きが必要となります。
- カード会社の締切日と当社のご利用料金の計算期間との関係その他事務処理上の都合により、2ヶ月分のご利用料金をまとめてカード会社よりご請求させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- クレジットカード欄にご記入後、下のお客さま情報保護シールを同封してください。［　　］の位置に貼り、

お客さま情報保護シール

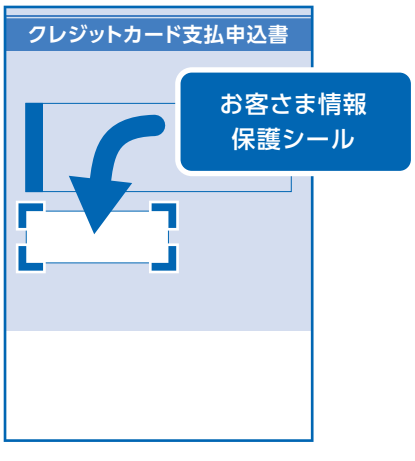

加盟店名
グリッドシェアジャパン株式会社

年　　月　　日

預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書(収加)

私は、SMBCファイナンスサービス株式会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

振替日(払込日)	23日	(金融機関休業日の場合は翌営業日)

※ご利用サービスによって、選択できる振替日が限定される場合がございます。

ゆうちょ銀行以外の銀行またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

ゆうちょ銀行以外の銀行

金融機関コード					支店コード				預金種目(どちらかに○印)	口座番号(右詰でご記入ください。)
銀行 信用金庫 組合					本店 支店 出張所				1. 普通 2. 当座	
(フリガナ) 口座名義人	法人の場合は、社名、代表者、役名、氏名を省略せずご記入ください。								金融機関お届け印	

捨印
ゆうちょ銀行を除く

ご注意！ 金融機関へのお届け印ですか

ゆうちょ銀行

(フリガナ) 口座名義人	法人の場合は、ゆうちょ銀行へお届けの社名、代表者、役名、氏名を省略せずご記入ください。	ゆうちょ銀行お届け印

種目コード			契約種別コード		記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)					番号(右詰でご記入ください。)
1	6	6	3	0	1				0	※

払込先口座番号	00110－5－58830	払込先加入者名	SMBCファイナンスサービス株式会社

〈加盟店使用欄〉

顧客コード(13桁) ※ショップIDを上2桁目からご記入ください	サイトID(13桁) ※上4桁目の数字部分からご記入ください
1001352021 77	sgp2000001014

会員ID(60桁以内)

料金等の種類		※加盟店様へ 本依頼書は「SMBCマルチペイメントサービス／口座振替サービス」用の口座依頼書となり、弊社(SMBC-GP)へのお支払方法は本依頼書では変更できません。

収納企業名	SMBC GMO PAYMENT株式会社	委託者コード	3	0	8	6	9	0	0	0

—預金口座振替規定—　＊ゆうちょ銀行払いは除く。

1. 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。尚、この申出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑を掛けません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関使用欄

(不備返却事由)
1. 預金(貯金)取引なし
2. 記載事項等相違
　店名、預金種目、口座番号、
　記号番号相違、口座名義
3. 印鑑相違
4. その他(　　)

備考

検印	印鑑照合	受付印	

取扱店日付印

(金融機関へのお願い)
この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記不備返却先にご返却ください。

(不備返却先)
SMBCファイナンスサービス(株)決済ビジネス事務部
〒108-6350　東京都港区三田3−5−27　TEL03−5444−1533

◎書類の流れ　お客さま→加盟店（ グリッドシェアジャパン株式会社 ）→SMBCファイナンスサービス→金融機関